



GROWTH

2025 年 7 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社アルファクス・フード・システム
代 表 者 名 代表取締役社長 藤 井 由 実 子
(コード番号：3814 東証グロース)
問 合 せ 先 常 務 執 行 役 員 菊 本 健 司
電 話 番 号 0 8 3 6 - 3 9 - 5 1 5 1
U R L <https://www.afs.co.jp/>

特別調査委員会の調査報告書公表に関するお知らせ

当社は、2025 年 7 月 25 日付「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、周辺サービス事業における配膳ロボットに関する売上計上についての一部疑義及び 2022 年に売却したホテルについて外部販売として計上しているものにかかる疑義等について実施された特別調査委員会の調査に関し、特別調査委員会より上記疑義等に関する調査報告書を受領し、プライバシー、個人情報、機密情報保護等の観点から、部分的な非開示措置等を施しておりましたが、これが完了いたしましたので、別添のとおり調査報告書（開示版）を公表いたします。

また、2025 年 9 月期半期報告書の提出予定日、2025 年 9 月期第 2 四半期(中間期)決算短信の公表、過年度の有価証券報告書等及び再発防止策につきましても、あわせて、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特別調査委員会の調査結果

特別調査委員会の調査報告書につきましては、添付の「調査報告書（開示版）」をご確認ください。なお、当該調査報告書につきましては、プライバシー、個人情報、機密情報保護等の観点から、部分的な非開示措置等を施しておりますことをご了承ください。

周辺サービス事業における配膳ロボットに関する売上計上については、調査報告書において、複数の取引先との取引について、収益の認識要件を満たしておらず、売上計上時期が適切でないとの判断がされました。また、2022 年に売却したホテルについて外部販売として計上しているものにかかる疑義については、調査報告書において、売却先の会社が当社の連結子会社に該当するため、内部取引を相殺消去した連結財務諸表の作成をする必要があったこと等の判断がされました。詳しくは「調査報告書（開示版）」をご確認ください。

2. 2025 年 9 月期半期報告書の提出予定日について

当社は、2025 年 7 月 24 日付「2025 年 9 月期半期報告書提出遅延及び当社株式の監理銘柄（確認中）の指定制の見込みに関するお知らせ」に記載のとおり、東京証券取引所の上場廃止基準により、延長後の提出期限（2025 年 7 月 24 日）の経過後 8 日目（休業日を除く）の日である 2025 年 8 月 5 日までに 2025 年 9 月期半期報告書の提出遅延によって整理銘柄に指定され上場廃止となることを回避するため、2025 年 9 月期半期報告書の提出に向けて全力をあげて準備を進めてまいります。

また、2025 年 9 月期の監査に関し、一時会計監査人の候補先となる監査法人との協議を進め、可及的速やかに一時会計監査人の選任を行うことができるよう努めてまいります。

3. 2025 年 9 月期第 2 四半期(中間期)決算短信の公表について

当社は、特別調査委員会の調査結果も踏まえ、2025 年 8 月 5 日までの公表に向けて、2025 年 9 月期第 2 四半期(中間期)決算短信の準備を進めております。

4. 過年度の有価証券報告書等および決算短信等について

当社は、特別調査委員会の調査結果に基づき、過年度の会計処理の検証および財務諸表に与える影響額を精査のうえ、2025 年 8 月 5 日までに、過年度の有価証券報告書等及び内部統制報告書の訂正報告書の提出、並びに決算短信等の訂正を行うよう準備を進めております。

5. 再発防止策について

当社は、特別調査委員会の調査結果を真摯に受け止め、再発防止策の提言に沿って再発防止策を策定し、実行してまいります。具体的な再発防止策は、決定次第、改めて公表する予定です。

株主・投資家の皆様をはじめ、お取引先および関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

以 上

2025 年 7 月 25 日

株式会社アルファクス・フード・システム 御中

調 査 報 告 書

特別調査委員会

委員長 神 久 治 郎

委 員 関 徹

委 員 門 松 優 介

目 次

第1	当委員会による調査の概要.....	5
1	当委員会の設置に至る経緯	5
2	当委員会の構成及び調査体制	5
3	本調査の目的	5
4	本調査の方法	5
	(1) 関係書類の調査	5
	(2) 電子メールの調査	6
	(3) 役職員、その他の関係者へのヒアリング	6
	(4) 取締役に対するアンケート調査	6
5	本調査の限界	6
第2	本調査の前提となる事実.....	8
1	AFS 社の概要.....	8
	(1) 基本情報	8
	(2) 沿革	8
	(3) 事業内容	9
	(4) 財務情報	9
2	AFS 社のコーポレートガバナンス及び組織構成	10
	(1) コーポレートガバナンスに係る体制	10
	(2) 役員	10
第3	本調査を通じて判明した事実及び関連する会計処理の妥当性.....	12
1	Z 社に対するソフトウェア、レジシステム一式の販売の売上及び売上原価の計上	12
	(1) AFS 社が実施した会計処理に関する疑義.....	12
	(2) 本調査を通じて判明した事実関係	12
	(3) AFS 社が実施した会計処理の妥当性及び会計上の影響の有無・金額	13
	(4) 不適切な会計処理に対する AFS 社の認識	16
2	Y 社に対する売上計上.....	16
	(1) AFS 社が実施した会計処理に関する疑義.....	16
	(2) 本調査を通じて判明した事実関係	17
	(3) AFS 社が実施した会計処理の妥当性及び会計上の影響の有無・金額	17
	(4) 不適切な会計処理に対する AFS 社の認識	18
3	Z 社に対するロボット販売の売上計上.....	19
	(1) AFS 社が実施した会計処理に関する疑義.....	19

(2) 本調査を通じて判明した事実関係	19
(3) AFS 社が実施した会計処理の妥当性及び会計上の影響の有無・金額	20
(4) 不適切な会計処理に対する AFS 社の認識	20
4 V 社に対する売上計上	20
(1) AFS 社が実施した会計処理に関する疑義	20
(2) 本調査を通じて判明した事実関係	21
(3) AFS 社が実施した会計処理の妥当性及び会計上の影響の有無・金額	21
(4) 不適切な会計処理に対する AFS 社の認識	22
5 U 社に対する売上計上	22
(1) AFS 社が実施した会計処理に関する疑義	22
(2) 本調査を通じて判明した事実関係	22
(3) AFS 社が実施した会計処理の妥当性及び会計上の影響の有無・金額	23
(4) 不適切な会計処理に対する AFS 社の認識	25
6 T 社に対する売上計上	25
(1) AFS 社が実施した会計処理に関する疑義	25
(2) 本調査を通じて判明した事実関係	25
(3) AFS 社が実施した会計処理の妥当性及び会計上の影響の有無・金額	28
(4) 不適切な会計処理に対する AFS 社の認識	28
7 S 社に対する売上計上	28
(1) AFS 社が実施した会計処理に関する疑義	28
(2) 本調査を通じて判明した事実関係	29
(3) AFS 社が実施した会計処理の妥当性及び会計上の影響の有無・金額	29
(4) 不適切な会計処理に対する AFS 社の認識	30
8 R 社に対する固定資産売却益の計上	30
(1) AFS 社が実施した会計処理に関する疑義	30
(2) 本調査を通じて判明した事実関係	30
(3) AFS 社が実施した会計処理の妥当性及び会計上の影響の有無・金額	33
(4) 会計処理に対する AFS 社の認識	34
第4 不適切な会計処理が生じた原因の分析	36
1 コンプライアンス意識の欠如	36
2 代表取締役に対して異を唱えることが難しい社内風土	36
3 情報共有の不足	36
4 売上計上に係る適切な業務フローの不存在	37

5	不十分な監督・監査	38
6	度重なる監査法人の交代	38
第5	再発防止策の提言.....	39
1	責任の明確化	39
2	役員の抜本的な意識改革・適正な権限分配.....	39
3	適切な売上計上のための業務フローの構築・運用.....	39
	(1) 履行義務の明文化	40
	(2) 実態に即した検収書の取得	40
	(3) 顧客による支払方法の早期確定	40
4	徹底的なコンプライアンス教育	40
5	内部監査部門の強化	41
6	最高財務責任者の招聘	41

第1 当委員会による調査の概要

1 当委員会の設置に至る経緯

株式会社アルファクス・フード・システム（以下「AFS 社」という。）は、2025 年 3 月下旬頃、外部の機関から、周辺サービス事業において過去に行った配膳ロボットを始めとする製品の販売取引に関する売上計上時期の妥当性について、疑義を投げかけられた。かかる事態を受け、AFS 社は、過年度の決算に関して検討すべき事態が生じたものと判断し、また、より詳細かつ正確に事実経緯を把握し、かかる会計処理の妥当性等に関する深度ある調査、検証を実施するためには、独立性・中立性・専門性の高い調査委員会を設置する必要があると判断した。そして、2025 年 5 月 8 日開催の取締役会において、AFS 社とは利害関係を有しない外部の専門家から構成される特別調査委員会を設置することを決定し、上記の会計処理の妥当性等に関する調査を委嘱した。

なお、当委員会設置後の 2025 年 5 月頃、AFS 社は、外部の機関から、2022 年 11 月に売却したホテルに係る不動産の譲受人である法人が、AFS 社及びその関係者との関係性から、本来的には AFS 社の連結の範囲に含まれるものであり、連結の範囲に含まれないことを前提として行った会計処理は不適切だったのではないかと指摘も受けた。AFS 社は、かかる会計処理の妥当性等についての調査も当委員会に依頼することにした（以下、当委員会が行った調査を「本調査」という。）。

2 当委員会の構成及び調査体制

当委員会は、AFS 社と利害関係を有しない中立・公正な専門家である以下の 3 名により構成されている。

委員長： 神久 治郎（公認会計士・神久治郎公認会計士事務所）

委員： 関 徹（公認会計士・関徹公認会計士事務所）

委員： 門松 優介（弁護士・弁護士法人 ANSWERZ）

また、当委員会は、本調査の補助者として、以下の者を起用した。

安部 光陽（弁護士・弁護士法人 ANSWERZ）

他、公認会計士 4 名

上記のメンバーにより構成される当委員会は、「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（日本弁護士連合会、2010 年 7 月 15 日公表・同年 12 月 17 日改訂）に記載の内容に可及的に準拠して、本調査を実施した。

3 本調査の目的

当委員会は、上記「1 当委員会の設置に至る経緯」に記載の外部の機関から指摘がなされた AFS 社の 2023 年 9 月期（第 30 期）及び 2024 年 9 月期（第 31 期）における特定の製品の販売取引、並びに、2023 年 9 月期に行われたホテルに係る不動産の販売に関する会計処理の妥当性（以下、本調査の対象となった案件を個別に又は総称して「本対象案件」という。）について、以下の目的のために調査を行った。

- ・会計処理に関する疑義についての客観的な事実関係の調査
- ・上記の調査及び検証の結果、財務諸表に影響を与えるものと認められる場合には、その影響額の調査
- ・上記について問題が認められた場合の原因の究明と再発防止策の提言
- ・その他、上記に付随して当委員会が必要と認めた事項

4 本調査の方法

(1) 関係書類の調査

当委員会は、本対象案件に関連する可能性がある AFS 社の会計証憑類、会議体議事録、会議体の録音データ、社内規程を始めとする、当委員会が本調査の目的のため

めに必要と判断した資料等を幅広く収集し、その内容を精査した。

(2) 電子メールの調査

当委員会が指定した AFS 社の役職員合計 8 名が使用していたパーソナルコンピューターに保存されていた当委員会が指定した期間（2022 年 10 月から 2024 年 12 月まで）に送受信された電子メール 145,876 件に係るデータの提供を受け、本対象案件に関連する複数のキーワードを用いて条件検索を行い、本対象案件に何らかの形で関連している可能性が高い電子メールデータを抽出し、精査を行った。

(3) 役職員、その他の関係者へのヒアリング

当委員会は、本対象案件に一定程度関与又は認識を有している可能性があると考えられた AFS 社の役職員合計 10 名に対して、ヒアリングを行った。本対象案件に関連する取引の相手方の担当者に対しても、可能な限りヒアリングを実施した。さらに、AFS 社の 2023 年 9 月期及び 2024 年 9 月期において会計監査人を務めていた HLB Meisei 有限責任監査法人（以下「本監査法人」という。）の業務執行社員へのヒアリングも行った。

(4) 取締役に対するアンケート調査

AFS 社の現在の取締役 7 名は、本対象案件が発生した 2023 年 9 月期及び 2024 年 9 月期も一貫して AFS 社の取締役を務めていたが、かかる 7 名に対して、本対象案件への関与及び認識の有無などを中心に、アンケート調査への回答を求めたところ、7 名全員から回答を得られた。かかる回答内容を精査するとともに、必要に応じて、回答内容の意味に関連した質問を行うためのインタビューを行った。

なお、2023 年 9 月期及び 2024 年 9 月期において AFS 社の取締役を務めていた平川雅之氏（2024 年 9 月期に係る定時株主総会の終結時に辞任）については、アンケート調査を行っていない。

5 本調査の限界

当委員会は、2025 年 5 月 8 日に設置されたものの、時を経るにつれて本調査の対象とした方が良いと考えられる事項が増加し、本対象案件を確定するために想定以上の時間を費やすこととなったため、本調査のための具体的な作業を本格的に開始することができたのは同年 6 月初旬ころである。故に、実質的な調査期間は同年 6 月初旬から同年 7 月中旬までの 1 か月強であり、本対象案件について網羅的かつ深度のある形で調査を行うための十分な期間を必ずしも確保することができなかった。

また、本調査は、強制的な調査権限に基づくものではなく、関係者の任意の協力を前提として行ったものである。その過程では、当委員会が AFS 社に提供を依頼した資料が適時に提供されないケースや、本対象案件に関連する取引先に対するヒアリングの打診が拒絶されることもあった。加えて、本調査で確認した関係資料及び情報は、原則として、上記の調査期間内に AFS 社又は関係者から提供されたものに依拠している。本調査は、かかる不完全な方法によって実施したものであるため、本調査の結果が完全なものであることは保証できず、当委員会が認識した事項以外に本対象案件に重大な影響を与え得る事情が存在する可能性が否定できないことを認識されたい。

さらに、下記「第 3 本調査を通じて判明した事実及び関連する会計処理の妥当性」の随所で記述するとおり、本対象案件について、ヒアリングにおける供述内容が AFS 社の役職員により重要な点において異なるケースが見られている。このような状況下において、客観的な証拠に基づいて事実認定を行うべく努力したものの、実際には多くの点において客観的証拠を入手するには至らず、結果として、証明のレベルの心証を持って事実認定を行うことができなかった点が多々あることについても留意された

第2 本調査の前提となる事実

1 AFS 社の概要

(1) 基本情報

AFS 社の基本情報は以下のとおりである。

会社名	株式会社アルファクス・フード・システム
上場市場	東京証券取引所グロース市場（コード番号：3814）
決算期	毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日まで
代表取締役	代表取締役会長 田村 隆盛 代表取締役社長 藤井 由実子 (戸籍上の氏名：田村 由実子)
本店所在地	山口県宇部市西本町二丁目 14 番 30 号 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は、山口県山陽小野田市千崎 128 番地にて行われている。)
従業員数	83 名 (2024 年 9 月 30 日現在)
事業目的	1. フードサービス企業向け、情報処理システムの開発・販売・賃借 2. 情報処理システムの販売教育に関する業務 3. 電子取引決済に関する受託、集金代行及びその周辺業務 4. 情報処理技術者育成に関する業務 5. 市場調査に関する業務 6. 宿泊・研修・婚礼・宴会施設の運営業務 7. 温浴施設・飲食店の運営業務 8. 地球環境改善に関する業務 9. 前各号に附帯する一切の業務
会計監査人	2023 年 9 月期・2024 年 9 月期：HLB Meisei 有限責任監査法人
連結子会社	なし (2024 年 9 月 30 日現在)

(2) 沿革

AFS 社の主な沿革は以下のとおりである。

1993 年 12 月	株式会社アルファクス・フード・システムを山口県宇部市に設立
1994 年 2 月	株式会社アルファクスから営業の一部を譲受（無担保融資 MBO）
1994 年 11 月	福岡市博多区に福岡営業所開設
1996 年 4 月	東京都中央区新富に東京営業所開設（1998 年 3 月、中央区内に拡大移転）
1996 年 8 月	ASP 業務サービス拠点として山口県宇部市に集配信技術センター（データセンター）開設
2006 年 9 月	大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」（現東京証券取引所 JASDAQ（グロース））に株式を上場
2012 年 7 月	本社事務所機能の一部を山口県山陽小野田市に移転
2017 年 9 月	ナチュラルグリーンパークホテル（ナチュラルグリーンリゾート株式会社）の不動産取得及び事業譲受
2019 年 2 月	広島市中区に広島営業所を開設
2020 年 6 月	札幌市北区に札幌営業所を開設（2024 年 4 月、中央区内に移転拡大）
2022 年 11 月	ナチュラルグリーンパークホテルに係る不動産をリゾート株式会社へ譲渡（2023 年 7 月末事業譲渡）

AFS 社は、2020 年 2 月 7 日に、当時のエネルギーコスト削減事業に関する売上計上時期の適切性等に関する調査を行うため、特別調査委員会を設置し、当該特別調査委員会から 2020 年 3 月 16 日付で調査報告書を受領している（以下、当該調査委員会により行われた調査を「2020 年調査」という。）。

(3) 事業内容

AFS 社の事業セグメントは「ASP／パッケージサービス事業」の単一セグメントであるが、「ASP／パッケージサービス事業」は以下の 3 つのサービスから構成されている。

（ASP／パッケージシステム事業）

ASP／パッケージシステム事業では、顧客の外食企業に対して業種業態を問わず、(1)売上分析システム、(2)勤怠管理システム、(3)在庫管理、在庫分析、受発注処理、(4)セントラルキッチン等の基幹業務システムをASP及びパッケージで提供している。

（システム機器事業）

システム機器事業は、外食企業の本部情報分析精度を高めるために重要な情報収集端末である「POSシステム」及び「オーダーエントリーシステム」、「テーブルオーダーシステム」、「モバイルオーダーシステム」、「セルフレジ」等の自社企画製品並びに自社ソフトウェアを組み込んだ汎用型端末製品の販売を行っている。

（周辺サービス事業）

周辺サービス事業では、外食企業関連商品のワンストップサービスの一環として、電気ボイラーの販売・コンサルティングによるエネルギーコスト削減、配膳AIロボット、各種ロボットの販売、システム機器に係るサプライ品の販売や、機器のメンテナンス、周辺機器等をインテグレーション販売している。

(4) 財務情報

AFS 社の直近 5 事業年度に係る主要な財務情報は以下のとおりである。

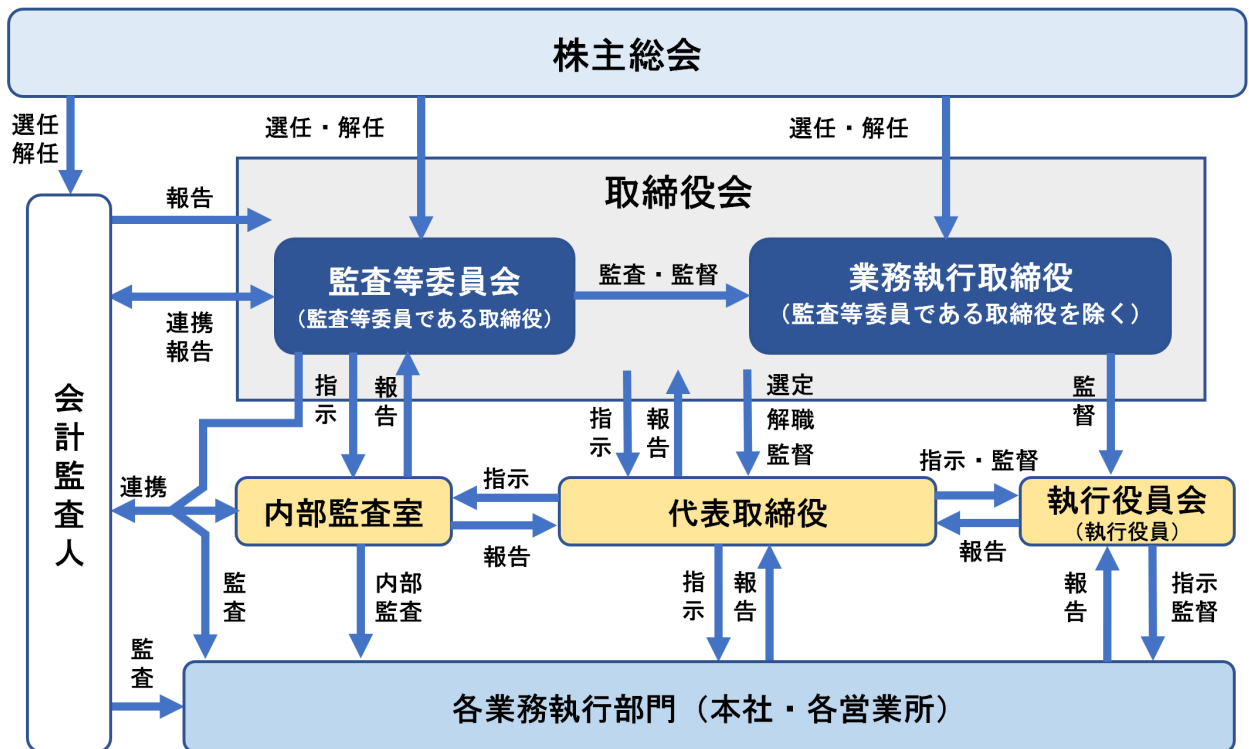
回次	第 27 期	第 28 期	第 29 期	第 30 期	第 31 期
決算年月	2020 年 9 月	2021 年 9 月	2022 年 9 月	2023 年 9 月	2024 年 9 月
売上高 (千円)	1, 291, 206	1, 573, 005	1, 336, 715	1, 780, 779	1, 659, 676
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△532, 603	△264, 643	△553, 198	32, 760	80, 388
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△655, 473	△272, 820	△598, 881	104, 907	63, 301
純資産額 (千円)	42, 698	28, 410	△420, 597	13, 363	75, 856
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	286, 156	98, 012	93, 549	111, 688	196, 680

上記のとおり、AFS 社は、2022 年 9 月期末時点で債務超過に陥り、東京証券取引所の有価証券上場規程に定められる純資産に係る上場維持基準（事業年度の末日において正であること）に抵触し、2023 年 9 月期より 2 年間の改善期間に入ったが、2023 年 9 月期末に債務超過を解消し、かかる上場維持基準を充足することとなった。

2 AFS 社のコーポレートガバナンス及び組織構成

(1) コーポレートガバナンスに係る体制

AFS 社の 2024 年 9 月期におけるコーポレートガバナンスに係る体制の模式図は以下のとおりである。



AFS 社では監査等委員会設置会社制度が採用されているが、その理由は、監査等委員である取締役が取締役会の構成員として取締役会での議決権を持ち、監査機能を担いつつ、取締役会の業務執行の監督機能と実効性を高めることで、取締役会の透明性、公正性の向上を図ることにあることである。また、監査等委員は、内部監査室及び会計監査人と緊密に連携し、組織的な監査を行うとともに、内部統制体制の充実を図ることが志向されている。

(2) 役員

AFS 社の 2023 年 9 月期及び 2024 年 9 月期の役員は以下のとおりである。

役職名	氏名	
代表取締役会長	田村 隆盛	創業社長/大株主
代表取締役社長	藤井 由実子 (戸籍上の氏名：田村 由実子)	(株)AFS マーケティング取締役
常務取締役	出島 淳浩 (戸籍上の氏名：中岡 淳浩)	業務執行取締役
取締役	平川 雅之	社外取締役
取締役 (監査等委員)	栃木 伸二郎	社外取締役

		公認会計士・税理士
取締役（監査等委員）	佐藤 久典	社外取締役 弁護士・司法書士・税理士 チタン工業株式会社 取締役（監査等委員）
取締役（監査等委員）	高山 行紀	社外取締役 公認会計士
取締役（監査等委員）	木下 輝彦	社外取締役 安全自動車株式会社 監査役 KP 合同会社 代表社員 サンゲン株式会社 監査役 医療法人社団松成会 監事

第3 本調査を通じて判明した事実及び関連する会計処理の妥当性

1 株式会社Z社に対するソフトウェア、レジシステム一式の販売の売上及び売上原価の計上

(1) AFS社が実施した会計処理に関する疑義

AFS社は、2022年10月に株式会社Z社（以下「Z社」という。）より、自動釣銭機等の機器と飲食店経営管理システム等のソフトウェア、合計244,669千円（税抜、以下同様）の発注を受けた。このうち、飲食店経営管理システム等のソフトウェア、76,829千円について、AFS社は2022年12月にZ社の担当者から検収書にサインを受領し売上を計上した（その他、機器で9,695千円の売上も計上）。しかし、注文書の段階でその内訳にソフトウェアの記載はなく、76,829千円の金額の根拠も不明確であった。本来であれば、各店舗に機器が納品されたタイミングで売上計上をすべきところ、一部でも早期に売上計上することを企図し、ソフトウェアを抜き出して2022年12月に先行計上したのではないかとの疑義がある。

その後、関連する機器は2025年5月までの間に順次各店舗に納品され、158,496千円（値引きの351千円については未処理とのこと）売上計上された。このうちの39店舗分のレジシステム一式とテーブルオーダー188セット分の機器は、AFS社内で、販売ではなく貸出しの扱いとされていた。これにより、会計上は納品時に在庫を売上原価に振り替えることをせず、在庫として商品に計上されていた。上記について、納品、検収が完了していたにもかかわらず、売上原価を計上していないのではないかとの疑義がある。

(2) 本調査を通じて判明した事実関係

AFS社の執行役員であるB1氏によると、今回の注文のうち、ソフトウェア部分については、注文より前の段階におけるZ社との口頭の合意により、勤怠管理システム等の改修等を予定していたとのことである。当該改修等は2022年12月時点では完了していなかった。Z社の従業員であるZ1氏によると注文の中に一部ソフトウェアの改修は含んでいるという理解であるが、注文額全体の大半は機器であるという認識であった。

AFS社の代表取締役社長である藤井由実子氏（以下「藤井氏」という。）及びB1氏によると、AFS社の常務取締役である出島淳浩氏（以下「出島氏」という。）も含めて、社内で協議の結果、注文書上、ソフトウェアの明示的な記載が存在しないにもかかわらずソフトウェア単独で売上計上したとのことである。

Z社に対して納入した機器の一部につき貸出しと整理した理由は、藤井氏及びB1氏によれば、注文時に大幅な値引きを実施したことによる粗利益率の減少、納品、検収が完了していないにもかかわらず利益率が高いソフトウェアを早期に売上計上したことで取引全体の利益の大部分を先行計上したこととなり、各店舗に対する機器の売上計上時に利益がマイナスになってしまう状態となった中で、利益がマイナスとなることを回避しつつ、Z社に対して機器を納品、検収することが必要であるため、一部の店舗分の売上原価について、実際に貸出していないにもかかわらず、貸出しの扱いとしたとのことである。貸出し扱いとなっていた商品について、将来的には売上原価にしなければならないという認識は藤井氏にあった。次回以降のZ社との商談及び取引に含める形で売上原価を調整する予定であったとのことであるが、現時点に至るまで会計上、貸出し扱いのままとなっており、売上原価を計上していない。

Z1氏によれば、AFS社内で貸出しとなっていた店舗分の機器についても通常の販売の形で各店舗に機器を納品、検収されたという認識であった。貸出しという話はAFS社から聞いたことはないとのことである。出島氏によれば、本監査法人から在

庫リストに AFS 社の倉庫等以外に多くの在庫が保管されていることを示す記載があることについて質問を受けた際、藤井氏に確認の上、本監査法人に対し Z 社に貸出し中であるという説明をしたとのことである。

(3) AFS 社が実施した会計処理の妥当性及び会計上の影響の有無・金額

ア AFS 社が実施した会計処理の妥当性

AFS 社が 2020 年 8 月（最終改訂 2022 年 3 月）に策定した「売上マニュアル」（以下「本売上マニュアル」という。）によると、システム販売の売上計上日は得意先から検収書・作業報告書に検収印を押印してもらった日付となる。検収書を受領しているため、本売上マニュアルに照らすと、ソフトウェア部分について、形式上、2022 年 12 月に売上計上をすることが問題ないように見える。しかし、そもそも注文書にソフトウェアの発注であることが明示的に記載されておらず、口頭による事前合意について、実際には売上計上後に改修等を実施した状況に鑑みると、口頭による合意があってもそれを示す客観的な証拠書類がなく、検証可能な情報に基づき売上を計上するプロセスが整っていなかったと言える。このため、収益認識基準における収益を認識するための要件である履行義務を充足したとは言えず、2022 年 12 月に売上を計上できる状況にはなかったと考えられる。

また、貸出しであったというのは実態に反するため、納品、検収された時期に売上原価を計上すべきである。

上記の 2 つの事象を踏まえると、ソフトウェア単独で売上を計上せず、今回の注文の総売上額 244,669 千円を、各店舗に機器が納品されたタイミングで機器の原価等で按分計算して売上及び売上原価を計上するのが最適な処理であると考えられる。

イ 会計上の影響の有無・金額

売上原価には AFS 社集計金額を記載している。内容については報告書提出日現在、未検証である。

（単位：千円）

2023 年 9 月期第 1 四半期				
勘定科目	金額		勘定科目	金額
売上高 商品（※）	83,888 ■	／	前受金 売上原価	83,888 ■

※修正内容に在庫評価減の対象となるものが含まれている可能性があるが、検討対象外としている。

(単位：千円)

2023 年 9 月 期 第 2 四 半 期				
勘定科目	金額		勘定科目	金額
売上高 商品 (※)	18,773 ■	/	前受金 売上原価	18,773 ■

※修正内容に在庫評価減の対象となるものが含まれている可能性があるが、検討対象外としている。

(単位：千円)

2023 年 9 月 期 第 3 四 半 期				
勘定科目	金額		勘定科目	金額
前受金 売上原価	6,769 ■	/	売上高 商品 (※)	6,769 ■

※修正内容に在庫評価減の対象となるものが含まれている可能性があるが、検討対象外としている。

(単位：千円)

2023 年 9 月 期 第 4 四 半 期				
勘定科目	金額		勘定科目	金額
前受金 商品 (※)	7,018 ■	/	売上高 売上原価	7,018 ■

※修正内容に在庫評価減の対象となるものが含まれている可能性があるが、検討対象外としている。

(単位：千円)

2024 年 9 月期第 1 四半期				
勘定科目	金額		勘定科目	金額
前受金 売上原価	64,705 ■	/	売上高 商品 (※)	64,705 ■

※修正内容に在庫評価減の対象となるものが含まれている可能性があるが、検討対象外としている。

(単位：千円)

2024 年 9 月期第 2 四半期				
勘定科目	金額		勘定科目	金額
前受金 売上原価	7,702 ■	/	売上高 商品 (※)	7,702 ■

※修正内容に在庫評価減の対象となるものが含まれている可能性があるが、検討対象外としている。

(単位：千円)

2024 年 9 月期第 3 四半期				
勘定科目	金額		勘定科目	金額
前受金 売上原価	4,582 ■	/	売上高 商品 (※)	4,582 ■

※修正内容に在庫評価減の対象となるものが含まれている可能性があるが、検討対象外としている。

(単位：千円)

2024 年 9 月期第 4 四半期				
勘定科目	金額		勘定科目	金額
前受金 売上原価	4,681 ■	/	売上高 商品 (※)	4,681 ■

※修正内容に在庫評価減の対象となるものが含まれている可能性があるが、検討対象外としている。

(単位：千円)

2025 年 9 月期第 1 四半期				
勘定科目	金額		勘定科目	金額
前受金 売上原価	310 ■	/	売上高 商品 (※)	310 ■

※修正内容に在庫評価減の対象となるものが含まれている可能性があるが、検討対象外としている。

(単位：千円)

2025 年 9 月期第 2 四半期				
勘定科目	金額		勘定科目	金額
売上高 商品 (※)	9,480 ■	/	前受金 売上原価	9,480 ■

※修正内容に在庫評価減の対象となるものが含まれている可能性があるが、検討対象外としている。

(単位：千円)

2025 年 9 月期第 3 四半期				
勘定科目	金額		勘定科目	金額
前受金 売上原価	3,205 ■	/	売上高 商品 (※)	3,205 ■

※修正内容に在庫評価減の対象となるものが含まれている可能性があるが、検討対象外としている。

(4) 不適切な会計処理に対する AFS 社の認識

AFS 社の社内では、検収書さえ取引の相手方から受領すれば売上計上して良いと考えていた。Z 社については過去から継続的な取引先であり良好な関係であったため、また、AFS 社では売上計上の根拠資料として使われる検収書が Z 社側では検収や支払の根拠として利用されておらず、検収サインを依頼しやすい事情があった。

2 Y 株式会社に対する売上計上

(1) AFS 社が実施した会計処理に関する疑義

2024 年 9 月、AFS 社は、Y 株式会社（以下「Y 社」という。）から、配膳ロボット等を 145,900 千円で受注し、同月中に納入を行ったことから（ただし、掃除ロボット 9 台 17,100 千円については商品が調達できず、一旦前受金で処理）、2024 年 9 月期の売上として処理している。

一方、AFS 社と Y 社は、2024 年 9 月に当該売上に関する覚書を締結し、2025 年 9

月末までにY社からエンドユーザーへの販売が成立しなかった商品については、AFS社がY社から販売額と同額で返品を受けることに合意していることから、かかる売上計上の適切性に疑義が生じている。

(2) 本調査を通じて判明した事実関係

Y社の役員であるY1氏によれば、同社は新規の売上を確保するため、新たな商材を模索していた。その過程で、Y社の役員であり、かつAFS社の取締役監査等委員である木下輝彦氏（以下「木下氏」という。）の紹介により、2023年9月に開催されたジャパンロボットウィークという展示会にてAFS社から配膳ロボット等に関する説明を受けた。

Y社は、AFS社の配膳ロボットを工場内での部品配送用途に転用する形での販売を検討し、2024年9月にはAFS社と販売代理店契約を締結した。

同月、Y社は、配膳ロボットを含む複数種類のロボット等をAFS社に発注した。もっとも、Y社はこれまで当該製品を取り扱った実績がなかったため、注文に際しては返品条件付きでの取引開始を希望し、その旨をAFS社に伝達した。これを受けて、AFS社の代表取締役会長である田村隆盛氏（以下「田村氏」という。）及び藤井氏は、返品条件がなければ販売が困難であると判断し、返品条件に関する覚書をY社と締結した。

しかしながら、当該覚書の内容を本監査法人に開示した場合、2024年9月期における売上計上が困難になる可能性があったため、藤井氏は社内においても覚書の存在を伏せている。さらに藤井氏によると、覚書自体は廃棄したとのことである。

この取引は、AFS社の2024年9月期の期末直前における売上であり、本監査法人は、引渡し及び入金の実事確認を行った。

さらに、本監査法人は、「Y社に対する配膳ロボット等の売上は通常の販売取引によるものであり、買戻し特約や返金条件はなく、Y社が在庫リスク及びエンドユーザーへの販売時の価格設定権を有している」旨を記載した経営者確認書入手し、藤井氏及び出島氏がこれに押印している。

なお、かかる取引でY社に販売した製品を2024年9月期末で保有していた場合、AFS社の在庫評価ルールに従って評価すると、評価損の対象となるものが、40,720千円含まれている。

(3) AFS社が実施した会計処理の妥当性及び会計上の影響の有無・金額

ア AFS社が実施した会計処理の妥当性

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）17項(5)では、「約束した財又はサービスを顧客に移転することにより履行義務を充足した時に又は充足するにつれて、充足した履行義務に配分された額で収益を認識する。」と定めている。

また、収益認識会計基準49項によると、「一時点で充足される履行義務として、資産に対する支配を顧客に移転することにより当該履行義務が充足される時に、収益を認識する。」と定めている。

さらに、収益認識会計基準40項では、「資産に対する支配を顧客に移転した時点を決定するにあたっては、第37項の定めを考慮する。また、支配の移転を検討する際には、例えば、次の(1)から(5)の指標を考慮する。」とあり、「(4) 顧客が資産の所有に伴う重大なリスクを負い、経済価値を享受していること」との定めがある。

一方、Y社とAFS社が締結した覚書には、以下の事項が定められている（引用した条項において、甲はY社、乙はAFS社、丙は田村氏を意味する。）。

2 項「乙は、本契約成立後直ちに、本製品を甲に引き渡します。ただし、保管場所については乙の費用と責任において確保するものとし、保管条件についても乙がその責任において管理するものとしします。」

4 項「乙は甲に売り渡した本製品から優先的に販売することとし、甲の在庫の早期解消に務めるものとしします。この場合、甲は乙に対し、本製品の売買価格に 10%(税別)を加算した金額にて本製品を売り渡し、乙がこれを顧客に販売することとしします。」

6 項「甲乙は、今後の協議により、本製品のうち掃除ロボット以外のものについて、掃除ロボットへ交換できるものとしします。交換にかかる費用や送料については、乙の負担としします。」

7 項「2025 年 9 月末までにエンドユーザーへの販売が成立しなかった本製品(前項により交換したものも含む)の残在庫については、乙は甲から、下記単価にて返品を受けることを確約します(前項により交換したものについても、仕入れ単価で算定します)。その際の送料については、乙の負担としします。」なお、下記単価とは販売単価と同額である。

8 項「丙は、前項による乙の買い戻しに関する売買代金債務について、これを連帯して保証するものとしします。極度額は、14,590 万円としします。」

収益の認識には、履行義務を充足した時点であることが求められており、具体的には、資産に対する支配が顧客に移転された場合に収益を認識することとされている。また、支配の移転を判断する指標として、顧客が資産の所有に伴う重大なリスクを負い、経済価値を享受していることが挙げられている。

しかしながら、当該取引に関する覚書の内容を確認すると、商品は AFS 社の責任で保管されること、売れ残り製品は Y 社が返品でき、AFS 社が買い戻す義務を負っていること、返品条件が明確に規定され、保証人が設定されていること、さらにエンドユーザーへの販売が未達でも Y 社に損失が生じない構造であることから、実質的に在庫リスクは AFS 社に残存していると判断される。

よって、商品の引渡し時点において支配の移転が成立しておらず、収益の認識要件を満たしていないと考えられるため、2024 年 9 月末の売上として認識することは妥当ではない。

イ 会計上の影響の有無・金額

上記を踏まえると、以下の修正仕訳が必要である。

(単位：千円)

2024 年 9 月期第 4 四半期				
勘定科目	金額		勘定科目	金額
売上高	128,800	／	前受金	128,800
商品			売上原価	
売上原価	40,720		商品	40,720

(4) 不適切な会計処理に対する AFS 社の認識

上記の返品等に関する覚書の存在は、AFS 社内においても田村氏、藤井氏及び木下氏のみに知られており、取締役会等においては通常の販売取引として報告されていた。また、期末間際の取引であったことも相まって、本監査法人からの確認要請

に対しては、AFS 社は当該覚書の存在を秘匿したうえで、通常取引である旨を説明した。さらに、返品条件が存在しない旨を記載した経営者確認書に藤井氏が押印している。この点について、藤井氏は、「田村氏、藤井氏、木下氏は、返品条項があり売上計上することを懸念していたが、資金繰りを重視してしまった。」旨を供述しており、当該取引に関する会計処理が不適切であることを認識していたと言える。

3 Z 社に対するロボット販売の売上計上

(1) AFS 社が実施した会計処理に関する疑義

AFS 社は、Z 社に対し、2023 年 6 月から配膳ロボットの導入のトライアル（将来の販売を見据えて、クライアントに試験的に利用させること）を開始し、トライアル利用の 4 台も含めた 60 台の配膳ロボットについて、各店舗へのロボットの備え付けの際に発行される作業報告書に Z 社から 2023 年 9 月 30 日付の検収印を受領し、これを根拠として 2023 年 9 月 30 日付で売上 91,920 千円を計上した。

しかしながら、2023 年 9 月 30 日時点で配膳ロボットは実際には各店舗に納品、検収されておらず、AFS 社の配膳ロボットの仕入先である X 株式会社（以下「X 社」という。）の倉庫に保管されていたままの状態であった。そのため、上記の売上計上の適切性について疑義が生じている。

(2) 本調査を通じて判明した事実関係

2023 年 9 月末の時点で、上記の作業報告書に検収印が押されたものは受領しているものの、実際にはトライアルで利用していた 4 台を除いて店舗に納品、検収されていなかった。B1 氏によると藤井氏に相談の上、2023 年 9 月 30 日付の検収サインを受領するように Z 社側に要請したとのことである。店舗に納品されていなかったにもかかわらず、作業報告書（検収を確認する書類）に検収のサインを受領できたのは、Z 社の担当者である Z1 氏によると、作業報告書は Z 社においては検収や支払に利用する資料ではないため重視していなかったことと、社内手続が煩雑な社印は不要で個人のサインでよいと言われ協力したとのことである。

Z1 氏によると Z 社としては当初から 2023 年 11 月頃までに納品、検収できれば良いと考えており、藤井氏及び B1 氏によると Z 社側からの依頼による配膳ロボットに対する装飾等も必要であり、同年 9 月末時点では店舗への備え付け以外にも準備が完了していなかったとのことである。

出島氏によると、本監査法人に対して 2023 年 9 月に売上計上する根拠として Z 社の各店舗にロボットを設置、検収したとして検収書を提示した。しかし、実際には上述の通り、X 社の倉庫に保管されていたため虚偽の説明であった。

藤井氏は 2023 年 10 月 13 日の取締役会にて出席者に対して、2023 年 9 月 29 日に本監査法人から受けた「月内検収は難しいのでは」という指摘に対して、その時点で倉庫に保管されている在庫を Z 社に依頼して人数をかけ深夜残業をして、月内に設置し納品検収させてもらった旨の虚偽の発言がなされている。

なお、本件取引は Z 社側の都合により、最終的に契約をリース契約に変更し、2023 年 11 月 30 日にリース会社である W 株式会社（以下「W 社」という。）との 3 社間のリース契約を締結した。このため、W 社との間のリース契約の締結も 2023 年 9 月 30 日時点では行われていなかった。当初の売買契約の締結日が 2023 年 9 月 30 日予定であったが、リース契約の締結日が 2023 年 11 月 30 日となった理由は、藤井氏によると客先都合であり、商慣行上、後でリース契約への切替の依頼を受けることがあるとのことである。

(3) AFS 社が実施した会計処理の妥当性及び会計上の影響の有無・金額

ア AFS 社が実施した会計処理の妥当性

本売上マニュアルによると、ロボット販売の売上計上日はリース会社を利用する場合、AFS 社、リース会社と販売先の 3 社間でリース契約書（注文書）が締結された上で、製品の設置が完了し得意先から検収書・作業報告書に検収印を押印してもらった後に売上計上が可能となる。

2023 年 9 月末時点ではリース契約が締結されていないことから、リース契約書が締結された 2023 年 11 月 30 日に売上計上すべきである。

イ 会計上の影響の有無・金額

上記を踏まえると、以下の修正仕訳が必要である。

(単位：千円)

2023 年 9 月期第 4 四半期				
勘定科目	金額		勘定科目	金額
売上高 商品（※）	91,920 ■	/	売掛金 売上原価	91,920 ■

※修正内容に在庫評価減の対象となるものが含まれている可能性があるが、検討対象外としている。

(単位：千円)

2024 年 9 月期第 1 四半期				
勘定科目	金額		勘定科目	金額
売掛金 売上原価	91,920 ■	/	売上高 商品	91,920 ■

(4) 不適切な会計処理に対する AFS 社の認識

AFS 社の関係者としては、設置、納品が終わっていなかったとしても顧客から作業報告書に検収サインを受領すれば売上計上ができると考えており、藤井氏は取締役会にて納品検収が終わっていないことを認識していたにもかかわらず設置作業を完了した旨の発言がなされている。また、AFS 社の社内では、リース契約を前提としていたとしても、売上の社内計上ルールとして検収書・作業報告書を受領すれば売上が計上できるという認識であった。

4 株式会社 V に対する売上計上

(1) AFS 社が実施した会計処理に関する疑義

AFS 社は 2023 年 8 月に株式会社 V（以下「V 社」という。）から、カラオケシステムのソフトウェアと受付機・会計機等の関連する機器の注文を受けた。このうち、カラオケシステムのソフトウェアについては、2023 年 10 月からテスト運用を予定していたため、2023 年 9 月にカラオケシステムのソフトウェアの検収書を受領し、売上計上した。その後、関連する機器については、2024 年 2 月から 3 月にかけて納入先の各店舗について順次売上を計上した。店舗に機器が納品されていない状態で、

カラオケシステムのソフトウェアを単独で売上計上したことが適切であったかどうかについての疑義が生じている。

(2) 本調査を通じて判明した事実関係

AFS 社の執行役員である B2 氏によると、カラオケシステムはカラオケの入退室管理、注文管理のシステムである。このため、Web 上でシステムを利用できる状況にはあるものの、店舗に POS レジ等の機器を納入設置しなければ、カラオケシステムを現実的に利用できる状況ではないとのことである。また、B2 氏によると AFS 社のノウハウ不足や、入店時間等の管理方法が想定と異なること等により、ソフトウェア側の初期設定作業に時間がかかり、各店舗への機器の検収及び運用開始が 2024 年 2 月から 3 月頃になったとのことである。

(3) AFS 社が実施した会計処理の妥当性及び会計上の影響の有無・金額

ア AFS 社が実施した会計処理の妥当性

本売上マニュアルによると、システム販売の売上計上日は得意先から検収書・作業報告書に検収印を押印してもらった日付となる。検収後に初期設定作業を行っていること、及び各店舗に機器が設置されていないと実際に入退室管理、注文管理等の機能が使えないことから、ソフトウェア単独で検収を上げることは困難であり、機器と一体でなければ利用できないと考えられる。このため、全ての店舗への機器の納入が完了した 2024 年 3 月にソフトウェアの 31,200 千円を売上計上すべきであると考えられる。

イ 会計上の影響の有無・金額

上記を踏まえると、以下の修正仕訳が必要である。

(単位：千円)

2023 年 9 月期第 4 四半期				
勘定科目	金額		勘定科目	金額
売上高	31,200	/	売掛金	31,200

(単位：千円)

2024 年 9 月期第 1 四半期				
勘定科目	金額		勘定科目	金額
売掛金	31,200	/	前受金	31,200

(単位：千円)

2024 年 9 月期第 2 四半期				
勘定科目	金額		勘定科目	金額
前受金	31,200	／	売上高	31,200

(4) 不適切な会計処理に対する AFS 社の認識

注文書上にカラオケシステムのソフトウェアが独立して記載されており、システムのクラウド上の環境構築については 2023 年 9 月末で完了していた。このため、AFS 社内では、システム導入後に設定作業が発生したとしても、売上の社内計上ルールとして検収書・作業報告書を受領さえしていればソフトウェアのみ単独で先行して売上が計上できるという認識であった。

売上計上時点において Web 上でシステムを利用できる状態ではあったが、店舗に POS レジ等の機器を導入しないと各店舗でシステムを利用できないという認識は AFS 社内にあった。

5 株式会社 U に対する売上計上

(1) AFS 社が実施した会計処理に関する疑義

AFS 社は、2023 年 6 月に株式会社 U（以下「U 社」という。）より、配膳ロボット（α 8 号機、20 台、単価 150 万円）の合計 30,000 千円の発注を受けた。この 20 台につき、2023 年 6 月に U 社の担当者から検収書にサインを受領し、2023 年 6 月の売上を計上した。

一方、AFS 社と U 社は、注文日である 2023 年 6 月 28 日と同日付で、当該 20 台のロボットの販売に関して別途の覚書を締結し、2023 年 9 月末までに U 社からエンドユーザーへの販売、設置ができなかった製品については、AFS 社が U 社から返品を受けることに合意していることから、かかる売上計上の適切性に疑義が生じている。

(2) 本調査を通じて判明した事実関係

ア 返品条件付きの覚書について

AFS 社と U 社は注文日と同日に覚書を締結しており、そこには、以下の事項が定められている（引用した条項において、甲は U 社、乙は AFS 社を意味する。）。

3 「配膳ロボット 20 台につきましては、2023 年 9 月中の設置といたします。」

4 「配膳ロボット 20 台につきましては、1 台あたり 180 万の販売といたします。」

5 「2023 年 9 月末までに納品できない台数は、乙は甲に対して、1 台あたり 180 万で返品に応じます。」

また、上記「180 万」を「190 万」とする同日付の別の覚書も存在している。

二つの覚書は、いずれも、双方の押印があり、正式な覚書として成立しており、藤井氏も当該覚書の締結、押印を了承しているとの説明を受けている。

なお、二つの押印済みの覚書は PDF ファイルとしても社内に保管されており、ファイルのタイトルは、「2023 年 6 月 28 日付覚書（監査には絶対に見せない）」

「2023 年 6 月 28 日付覚書（監査には絶対に見せない）N02」とされ、「監査」の役割を担う監査役、会計監査人、内部監査人等に知られないように誰かが意図し

ていたことが窺われるが、その者が誰であるかは判明していない。

イ 受注したロボットの発送及び未発送について

AFS 社内の発送記録によると、AFS 社は、2023 年 6 月に、発注を受けた 20 台のうち 6 台を U 社の大阪倉庫に発送している。ただし、発注を受けた 20 台のうちの残り 14 台の発送記録はなく、藤井氏より、その後も残り 14 台を U 社に発送した事実はないとの説明を受けている。

ウ 発送されたロボットの返送について

藤井氏より、いったん U 社に送付した 6 台は、上記覚書で返品期限とした 2023 年 9 月以後返品されているとの説明を受けている。発送記録他によると 2023 年 11 月 21 日に 3 台、同年 12 月 9 日に 3 台が AFS 社に返送されている。なお、U 社から AFS 社への返送に伴う配送料は AFS 社が負担しており、U 社は返送に伴う費用を負担していない。

エ 検収について

結果として、2023 年 6 月において、AFS 社から発送したロボットは 6 台のみであるところ、20 台を検収したとする U 社のサインのある検収書が存在しているが、発送・受領されていない台数を含めて検収したとする検収書自体の信頼性は低いといえる。この検収書について、AFS 社の従業員である B3 氏からは、6 台のみ発送したのは、U 社の希望により 6 台を先行して出荷した結果であり、発注書記載の計 20 台の購入は両社共通認識だったため、14 台は未着であるものの検収書へのサインを受領したと説明を受けている。

オ 代金の支払い・返金について

その後、2023 年 7 月 31 日には、U 社は発注した 20 台のうち 14 台は受領していないにもかかわらず、20 台全台分の代金が AFS 社に支払われている。

また、AFS 社は納品していない 14 台分の代金を U 社に返金をしていないし、また U 社から返金の請求も受けていない。いったん U 社が受領した 6 台も 11 月に返品されているにも関わらず、この 6 台分も 14 台分の代金と同様に U 社に返金をしていないし、また U 社から返金の請求も受けていない。

カ 上記事実に関する U 社への確認について

上記、受領していない台数が記載された検収書へのサイン、受領していない台数（14 台）も含めた 20 台全台の代金の支払いに関する U 社の認識、何らかの別途の返金契約の存在の可能性を確認すべく、AFS 社を通じてヒアリングの機会を持つことを試みたが、U 社側からは諸事情を理由にヒアリング等には応じられない旨の回答があり、U 社の認識は確認できなかった。

(3) AFS 社が実施した会計処理の妥当性及び会計上の影響の有無・金額

ア AFS 社が実施した会計処理の妥当性

収益認識会計基準 17 項(5)では、「約束した財又はサービスを顧客に移転することにより履行義務を充足した時に又は充足するにつれて、充足した履行義務に配分された額で収益を認識する。」と定めている。

また、収益認識会計基準 49 項によると「一時点で充足される履行義務として、資産に対する支配を顧客に移転することにより当該履行義務が充足される時に、収益を認識する。」と定めている。

さらに、収益認識会計基準 40 項では、「資産に対する支配を顧客に移転した時

点を決定するにあたっては、第 37 項の定めを考慮する。また、支配の移転を検討する際には、例えば、次の(1)から(5)の指標を考慮する。」とあり、「(4)顧客が資産の所有に伴う重大なリスクを負い、経済価値を享受していること」との定めがある。

一方、AFS 社と U 社が締結した注文日と同日に締結した覚書には、上記事実関係で記載したように、以下の事項が定められている（引用した条項において、甲は U 社、乙は AFS 社を意味する。）。

3 「配膳ロボット 20 台につきましては、2023 年 9 月中の設置といたします。」

4 「配膳ロボット 20 台につきましては、1 台あたり 180 万の販売といたします。」

5 「2023 年 9 月末までに納品できない台数は、乙は甲に対して、1 台あたり 180 万で返品に応じます。」

収益の認識には、履行義務を充足した時点であることが求められており、具体的には、資産に対する支配が顧客に移転された場合に収益を認識することとされている。また、支配の移転を判断する指標として、顧客が資産の所有に伴う重大なリスクを負い、経済価値を享受していることが挙げられている。

しかしながら、当該取引に関する覚書の内容を確認すると、売れ残り製品は U 社が返品でき、AFS 社が買い戻す義務を負っていること、返品条件が明確に規定され、さらにエンドユーザーへの販売が未達でも U 社に損失が生じない構造であることから、実質的に在庫リスクは AFS 社に残存していると判断される。

よって、商品の引渡し時点において支配の移転が成立しておらず、収益の認識要件を満たしていないと考えられるため、2023 年 6 月末の売上として認識することは妥当ではない。

また、実際に、検収書に検収サインはあったとしても、20 台のうち 14 台は U 社に発送もされておらず、2023 年 6 月末の売上として認識することは妥当ではない。さらに、いったん U 社に発送された 6 台についても、2023 年 11 月という短期間のうちに返送されており、決算期末時点までは実際に販売があったように偽装し、あえて決算期末の監査完了時期に返送している可能性も否定できず、当初より一連の連続した取引と考えれば、この 6 台についても 2023 年 6 月の売上として認識することは妥当ではない。なお、U 社から AFS 社への返送に伴う配送料は AFS 社が負担しており、U 社は返送に伴う費用を負担しておらず、返品の経済的なリスクを負担していない。

また、現在、20 台全台分の代金は返金されておらず、当該金銭については、返金待ち、または取扱いが決まっていない「仮受金」として処理すべきと考える。

イ 会計上の影響の有無・金額

上記を踏まえると、以下の修正仕訳が必要である。

(単位：千円)

2023 年 9 月期第 3 四半期				
勘定科目	金額		勘定科目	金額
売上高	30,000	／	売掛金	30,000
売掛金	30,000		仮受金	30,000
商品 (※)			売上原価	

※修正内容に在庫評価減の対象となるものが含まれている可能性があるが、検討対象外としている。

(4) 不適切な会計処理に対する AFS 社の認識

藤井氏、B3 氏とも、ロボット自体の納品、設置が終わっていなかったとしても、検収書さえ取引の相手方から受領すれば売上計上ができると考えており、また、返品条件については、認識しているにも関わらず、会計処理上はこれを見做して、売上計上をしている。

6 株式会社 T に対する売上計上

(1) AFS 社が実施した会計処理に関する疑義

AFS 社は、2023 年 6 月に株式会社 T (以下「T 社」という。) より、配膳ロボット (α 8 号機、16 台、単価 170 万円) の合計 27,200 千円の発注を受けた。この 16 台につき、2023 年 6 月に T 社の担当者から検収書にサインを受領し、2023 年 6 月の売上を計上した。

しかし、T 社は、実際には 2023 年 6 月の発注時点から、リース契約を前提にしており、T 社を販売先とする売上計上には疑義が生じている。

(2) 本調査を通じて判明した事実関係

ア リース契約を前提とした取引である点について

AFS 社は、2023 年 6 月 19 日に T 社から注文書により、配膳ロボット 16 台の注文を受け、2023 年 6 月 28 日付の T 社から検収書にサインを受領している。

ただし、当該注文書では支払条件は「リースまたは事前入金」とされ、また検収書では「備考：T 社 16 店舗様 (リース契約)」とされている。

また、発注日と同日付で、20 台ロットで購入した場合は後日 4 台を無償提供する特別条件を、AFS 社として藤井氏名で正式に提示しており、その書面においてもリース契約を前提とした条件を提示している。

これらから、当初より、リース契約による販売を前提にしていることが判明している。

また、このリース契約による販売の前提のとおり、全 16 台につき、リース会社である W 社との 3 社間のリース契約を締結し、販売代金も全額リース会社から入金されている。

なお、上記特別条件には、「20 台が 9 月末までに検収できない場合は、返品に応じます。」と返品に係る権利についても記載されているが、結果として、検収及びリース契約も 9 月末までに完了しており、かかる返品に係る権利が行使されることはなかった。

検収日	リース契約日	リース会社からの 代金入金日	台数
2023 年 6 月 28 日	2023 年 8 月 30 日	2023 年 9 月 30 日	10 台
	2023 年 9 月 29 日	2023 年 10 月 31 日	6 台
計			16 台

イ 検収書・作業報告書の作成、入手について

AFS 社は、本売上マニュアルにおいて、「＜売上計上（ロボット事業）＞（11）営業担当者は、作業報告書を持って得意先へ伺い、製品の設置サポートを行う。製品設置後、顧客に検収を行ってもらい、検収書及び作業報告書に押印もしくはサインをもらう。（12）営業担当者は、顧客から入手した検収書 3（原文ママ）作業報告書を受発注購買部に送付し、受発注購買部にて売上計上を行う。」と定めており、2023 年 6 月の上記 16 台の売上計上に関する根拠資料として、2023 年 6 月中に検収行為があったとする検収書及び作業報告書の提示を受けた。

しかしながら、別途、営業担当者が T 社の当該ロボットの「導入日」（検収日と同じ意味との説明を受けている。）を記録した資料の提示を受けたところ、下表のとおり、①②において 6 月中に検収行為があったとするロボットについて、③④⑤のように、16 台中の 13 台について、7 月中に導入していることが判明し、AFS 社が売上計上していた 2023 年 6 月中に 16 台のほとんど（13 台）は納品、設置、顧客の検収が完了していないことが判明した。

① 「検収書」に 記載の検収日	② 「作業報告書」 に記載の検収日	③ 営業担当者が記録 している資料にお ける「導入日」	④ ②と③の日 付の一致／ 不一致の別	⑤ 台数
2023 年 6 月 28 日	2023 年 5 月 18 日 ～ 6 月 26 日	2023 年 5 月 18 日 ～ 6 月 26 日	全件一致	3 台
	2023 年 6 月 19 日 ～ 6 月 25 日	2023 年 7 月 4 日 ～ 7 月 21 日	全件不一致	13 台
計				16 台

また、これに関連して、藤井氏より次のような説明及び関係資料の提示を受けている。

ウ 納品、設置、顧客の検収が未了にも関わらず、2023 年 6 月中の日付で検収書、作業報告書が作成されたことについて

- ・ 本売上マニュアルの「製品設置後、顧客に検収を行ってもらい、検収書及び

作業報告書に押印もしくはサインをもらう。」とあるように、検収書には、顧客の検収が完了した後であるべきところ、同検収日においては13台の納品、設置、顧客の検収が未了であるにも関わらず、顧客からサインを受領している。

- また、本売上マニュアルの同項にあるように、作業報告書の顧客の検収に関する押印、サインは顧客が行うべきところ、AFS社の担当営業社員であるB4氏が自らサインし、6月中の日付であたかも全13台の納品、設置、顧客の検収がされたかのように作業報告書を作成している。
- 6月中に納品、設置、顧客の検収が未了であるにもかかわらず、作業報告書を提出するよう、AFS社の従業員であるB5氏から依頼があり、B4氏はこれに対応している。
- B4氏の上司のB1氏、提出を依頼したB5氏及び事務担当のAFS社のB6氏は、社内チャットの画面コピーによると、2023年6月28日にB4氏と社内チャットにおいて事実関係を共有しており、6月中に納品、設置、顧客の検収がない中で作業報告書が作成、提出された事実を少なくとも事後的には認識している。
- 藤井氏より、当該事実は、B1氏、B5氏、B4氏及びB6氏以外に関係者はおらず、この他の者の明示、黙示、書面、口頭、事前、事後を問わず、報告、連絡、相談等の状況はなく、この4名のみが関係する行為であるとの説明を受けた。

さらに、2023年7月中に納品、設置、顧客が

検収したとの事実に関して、藤井氏より次のような説明及び関係資料の提示を受けている。

エ 2023年7月中の日付で作成された作業報告書の保管、廃棄について

- 2023年7月に納品、設置、顧客の検収については、6月中に検収したとする作業報告書とは別に、実際に顧客が検収日にサインしたとする作業報告書が存在し、同年7月には、B4氏から出荷・品質管理部受発注購買課に、郵送及び社内チャットで提出されたとの説明を受けていた。
- しかし、この説明の後、この2023年7月中の日付で作成された作業報告書も、設置、検収したとする7月より前の6月28日（またはこれ以前に）に、B4氏が自らサインし、7月中の日付であたかも全13台の納品、設置、顧客の検収があたかもなされたかのように作業報告書を作成しているものであるとの説明を受けた。
- また、この13台分の作業報告書は、当委員会に速やかに提出する旨の説明を受けていたが、その後の説明では、ある時点で廃棄された可能性があるとして、現物、コピー等の提供は受けられず、確認できていない。
- この13台分を含むここ数年間の作業報告書について、顧客の検収事実を証する重要な書類であるにもかかわらず、部分的に廃棄されている可能性がある旨の説明があったが、その廃棄の時期及び範囲（作成時期、対象顧客、枚数等）を誰が、いつ、判断し、誰に対して指示し、その廃棄の実行者は誰であるか、廃棄後報告があったかなど、作業報告書の廃棄の詳細については、関係者の一人であるB5氏が既に退職したため詳細は不明であるとの説明があったのみで、事実関係は確認できていない。
- また、さらにその後の説明では、そもそも、この13台分の作業報告書の郵送自体、B4氏の記憶のみに基づく説明であり、出荷・品質管理部受発注購買課

に郵送した記録はなく、郵送の事実についても、確認できていない。また B4 氏からの提供も受けていない。

(3) AFS 社が実施した会計処理の妥当性及び会計上の影響の有無・金額

ア AFS 社が実施した会計処理の妥当性

本売上マニュアルによると、ロボット販売の売上計上日はリース会社を利用する場合、AFS 社、リース会社と販売先の 3 社間でリース契約書（注文書）が締結された上で、製品の設置が完了し販売先から検収書・作業報告書に検収印を押印してもらうことを前提に売上計上が可能となる。

2023 年 6 月末時点ではリース契約が締結されていないことから、リース契約書が締結された 2023 年 8 月及び 9 月に売上計上すべきである。

イ 会計上の影響の有無・金額

上記を踏まえると、以下の修正仕訳が必要である。

(単位：千円)

2023 年 9 月期第 3 四半期				
勘定科目	金額		勘定科目	金額
売上高 商品 (※)	27,200 ■	/	売掛金 売上原価	27,200 ■

※修正内容に在庫評価減の対象となるものが含まれている可能性があるが、検討対象外としている。

(単位：千円)

2023 年 9 月期第 4 四半期				
勘定科目	金額		勘定科目	金額
売掛金 売上原価	27,200 ■	/	売上高 商品	27,200 ■

(4) 不適切な会計処理に対する AFS 社の認識

AFS 社の社内では、当初よりリース契約を前提としていたとしても、売上の社内計上ルールとして検収書・作業報告書を受領すれば売上が計上できるという認識であった。

また、その検収書・作業報告書は、実際に納品、設置、顧客の検収した日でなくとも、顧客都合や慣習を理由として、自社に都合のよい一定の期日で社内において作成し、作成者のみならず、上席者及び他部署においてもその事実を認識していても、何ら是正、訂正、報告等をしていない。

7 S 株式会社に対する売上計上

(1) AFS 社が実施した会計処理に関する疑義

AFS 社は、2023 年 3 月に、S 株式会社（以下「S 社」という。）に対し、「飲食店経営管理システム」を販売し、2023 年 3 月に S 社向けのシステムの環境を構築した環境を構築した社内資料であるシステム画面のスクリーンショットを根拠として、

その代金の全額である 26,000 千円を 2023 年 3 月の売上として計上した。S 社からの検収書は受領していなかった。しかし、当該売上に対する代金の入金、翌月の 2023 年 4 月末に半分の 13,000 千円、残り半分は相当期間経過した 2024 年 2 月に 13,000 千円と分割されていた。代金の半分が相当期間経過した後に入金されていることで、売上計上時点で履行義務を充足しておらず売上の早期計上ではないかという点について疑義がある。

(2) 本調査を通じて判明した事実関係

AFS 社の従業員である B7 氏に残り半分の代金が相当期間経過後に入金された背景について確認したところ、注文書等の契約書類上では発注の内容はシステム販売のみの記載となっているものの、システム利用にあたって顧客仕様の設定作業等が発生するためにこれを AFS 社が行うこと、及び注文書を受領する前に安定的に動作が確認できるまで残りの半額を支払わない旨を S 社との間で口頭で合意していたことが判明した。

(3) AFS 社が実施した会計処理の妥当性及び会計上の影響の有無・金額

ア AFS 社が実施した会計処理の妥当性

本売上マニュアルによると、システム販売の売上計上日は得意先から検収書・作業報告書に検収印を押印してもらった日付となる。収益認識会計基準 20 項によれば、契約は書面だけでなく、口頭でも成立すると記載されている。

本売上マニュアルに照らすとシステム画面のスクリーンショットは取得しているが検収書を受領していないため、本売上マニュアルに従った売上計上処理ではない。出島氏によると、本売上マニュアルにはそのように記載されていないが、社内運用上、検収書がなくてもシステム画面のスクリーンショットがあれば売上に計上してもよい社内ルールとなっていたとのことである。

また、仮に S 社より検収書を 2023 年 3 月末で受領していたとしても口頭による事前合意及び代金の入金時期を踏まえた状況に鑑みると、システム販売とは別に会社固有の設定作業やシステムが安定的に稼働するまでの業務支援についても AFS 社として履行義務を識別し、業務が提供完了してから売上計上する必要があると考えられる。

結果として、最終的な代金が入金された 2024 年 2 月の直前である 2024 年 1 月から 2 月頃に履行義務を充足し、売上の計上をすべきであったと考える。

イ 会計上の影響の有無・金額

上記を踏まえると、以下の修正仕訳が必要である。

(単位：千円)

2023 年 9 月期第 2 四半期				
勘定科目	金額		勘定科目	金額
売上高 商品 (※)	26,000 ■	/	売掛金 売上原価	26,000 ■

※修正内容に在庫評価減の対象となるものが含まれている可能性があるが、検討対象外としている。

(単位：千円)

2023 年 9 月期第 3 四半期				
勘定科目	金額		勘定科目	金額
売掛金	13,000	／	前受金	13,000

(単位：千円)

2024 年 9 月期第 2 四半期				
勘定科目	金額		勘定科目	金額
売掛金	13,000	／	売上高	26,000
前受金	13,000		商品	
売上原価				

(4) 不適切な会計処理に対する AFS 社の認識

AFS 社の社内では、システム導入後に設定作業が発生したとしても、売上の社内計上ルールとして検収書・作業報告書を受領さえしていればソフトウェアについては売上が計上できるという認識であった。

8 R 株式会社に対する固定資産売却益の計上

(1) AFS 社が実施した会計処理に関する疑義

AFS 社は、2022 年 11 月 30 日付で自社が保有していた Q ホテルを田村氏の知人である R1 氏が代表を務める R 株式会社（以下「R 社」という。）に売却する不動産売買契約を締結し、同日に譲渡の上、建物と土地を合わせ固定資産売却益 109,512 千円を計上している。また、ホテル運営事業に関しては 2022 年 11 月 30 日付で R 社へ事業譲渡契約を締結し、2023 年 7 月 31 日に事業譲渡を行った。

しかしながら、本調査の過程において当時取締役会において開示されていなかった複数の書面が存在することが確認され、AFS 社の R 社に対する支配力等の存在を示す事情が窺われたことから、固定資産の売却によって計上された固定資産売却益が会計上合理的であったのかどうかについて疑義が生じた。このため、当該会計処理の適切性及び R 社の会計上の取扱いを検証する必要があると判断した。

(2) 本調査を通じて判明した事実関係

ア Q ホテルを売却するに至った背景

AFS 社は 2022 年 9 月期に債務超過に陥ったことで、2022 年 10 月 14 日開催の取締役会において、田村氏は同年 11 月で資金繰りがショートする旨及び AFS 社が保有する Q ホテルの売却を検討する旨を報告している。当該報告において田村氏は、木下氏から紹介を受けた P 信用組合との交渉過程において田村氏自身が資金融資を受けて Q ホテルを買い取ることを協議していたこと、Q ホテルは 2017 年に田村氏による AFS 社への現物出資の対象となった過去があり、買戻しをする場合には弁護士費用や IR 開示費用で相当の費用が発生することから、第三者に売却することを決めた旨を説明した。

イ 田村氏から R1 氏への 1,000 千円の貸付と R 社への出資

田村氏は、Q ホテルを第三者に売却するにあたって、AFS 社が ASP (Application Service Provider) 事業において Q ホテルの一部を利用している状況から、AFS 社の経営方針を理解する第三者に売却する必要があると考え、AFS 社と過去取引上の関係があった R1 氏に会社を設立させて、売却をしようと考えた。

しかし、R1 氏が株式会社の設立をするための資本金を出資する財力がなかったことから、田村氏が R1 氏へ 1,000 千円を貸し付けることとし、2022 年 10 月 27 日付で 1,000 千円の貸付を行った（注 1）。

R 社は、田村氏が R1 氏へ貸し付けた 1,000 千円が出資される形で 2022 年 11 月 1 日付で設立されたが、当該貸付金はその後も R1 氏から田村氏へ返済されることなく（注 2）、実質的には田村氏が資本金の全額を出資して設立した会社であるといえる。当委員会が入手した株主名簿には、2022 年 11 月 17 日時点で田村氏が 100%株式を保有している旨の記載がある。また、2022 年 11 月 30 日付で、田村氏が 49%、R1 氏が 51%を所有する株主名簿が存在している。これらの株主名簿の記載は、R1 氏が設立時に 100%出資をした後、田村氏が 100%の株主となり、さらにその後田村氏が 49%、R1 氏が 51%の所有関係になっている状況を示している。一方でこれらの持分異動に関する株式譲渡契約書や金銭の授受があったことを示す書類の存在を確認することができなかった。また、当該株式の譲渡に当たって、株主総会の承認の存在を裏付ける議事録は確認できなかった（注 3）。これらのことから、複数の株主名簿が示す田村氏と R1 氏の間の株式譲渡は実際には存在していなかった可能性が高いと料する。

なお、田村氏から R1 氏へ 1,000 千円の貸付を行った事実について、田村氏は AFS 社の取締役会及び本監査法人に伝えていない。

（注 1）R1 氏が差し入れた金銭借用証書兼覚書には、「R 社の代表者に変更があった場合には全額、あるいは資金が出来た場合には直ちに、最大 51%までの比率で、金銭を返済することを意義なく（原文ママ）引き継ぐことに同意します。」と記載されている。

（注 2）R1 氏が 2023 年 7 月に代表取締役を辞任した際、貸付金の返済が行われた事実は確認されなかった。

（注 3）R 社は、定款において株式の譲渡制限を設けており、同社の株式を譲渡により取得するには株主総会の承認が必要である旨定めている。

ウ R 社の借入の債務保証契約の存在

R 社は、Q ホテルの買取資金を確保するため、2022 年 11 月 30 日付で P 信用組合から 200,000 千円の融資を受け、当該資金によって AFS 社から Q ホテルを買い受けた。当該融資に係る金銭消費貸借契約において、R1 氏と田村氏が連帯保証人となっているが、田村氏は当該連帯保証契約の存在を、AFS 社の取締役会及び本監査法人に伝えていない。

一方で、AFS 社の藤井氏は 2022 年 12 月 15 日開催の取締役会でホテルの資金調達について、コンサルティング会社である N 社に対し、ファイナンスのアドバイザー業務として上記融資 200,000 千円の 1%に該当する支払をする決議を取っており、取締役会で異議なく可決されている。

エ 株主間契約の締結

田村氏は、R 社の設立にあたって実質的な所有者は田村氏自身であると考えた一方、田村氏が R 社の 100%の株主となると、AFS 社の連結の範囲に含まれるおそれ

があると認識し、田村氏の持株比率を 49%に下げる必要があると考えた。一方で、持分の過半数を所有する R1 氏に経営主導権を握られることを避けるため、AFS 社の取締役監査等委員である佐藤久典氏（以下「佐藤氏」という。）に相談したところ、株主間契約を締結する提案を受けた。

田村氏（甲）、R1 氏（乙）及び R 社（対象会社）の間で締結された 2022 年 11 月 30 日付の株主間契約には、下記の内容が含まれている。これらは、日常の業務執行について田村氏の承認を必要とすること及び取締役の過半数を指名する権利を田村氏が有することを明示した契約となっている。このため田村氏は形式的に持株比率を 49%に抑えていても実質的に R 社の意思決定機関を支配する意思が明確であったといえる。

第 4 条(対象会社の経営に対する甲の関与)

4 対象会社は、対象会社における以下の経営に関わる事項について決定しようとする場合には、決定しようとする 2 週間前までに当該事項の概要を甲に通知し、事前の書面による承諾を得なければならない。ただし、甲は、かかる承諾を不合理に留保又は拒絶しない。

（途中省略）

⑰ 新規事業の開始

⑱ 金 10 万円以上の固定資産譲渡又は取得

⑲ 金 10 万円以上の固定資産譲渡又は取得

第 5 条(取締役の選任及び取締役会の運営)

1 甲及び乙は、対象会社の株主総会において選任される取締役につき、5 名中甲が 3 名を指名し、乙が 2 名を指名する。

2 甲及び乙は、前項に基づき、相手方が指名した者が取締役に選任されるよう、対象会社の株主総会において、相手方が指名した取締役の選任議案につき、賛成の議決権を行使する。

オ 覚書の存在

田村氏（甲）及び R 社（乙）の間で締結された 2022 年 11 月 30 日付の「Q ホテル運営方法及び土地建物所有に関する覚書／確認書」には、下記の内容が含まれており、田村氏は R 社の代表者である R1 氏に連帯保証債務による弁済の責務を負わせないことを合意している。このことから、田村氏は自ら R 社の経営に関与しその責任を負う考えがあったといえる。

第 1 条(土地建物の実質所有について)

乙は、2022 年 11 月 30 日に、山口県山陽小野田市千崎 128 番地に本社を置く株式会社アルファクス・フード・システムから、Q ホテル(以下 本件施設という)の土地建物を 2 億円で買収したが、買収の際の金額は、P 信用組合より甲の個人保証と、甲によるこれまでの 10 年間の黒字経営を引き継ぐことを前提に、更に甲が大株主である株式会社アルファクス・フード・システムのシステム開発の実証検証の施設として、これからも本件施設の一部を使用することを条件とした賃貸契約を長期間締結し、乙が P 信用組合より融資を受けた安定返済に最大限配慮したことを認め、乙買収後の本件施設土地建物は、法務局の登記記録の内容に関わらず、甲がその実質的な所有権を有する物件であることを確認する。但し、甲は、融資条件の際に乙の代表者が連帯する保証については、今後返済終了までの間に、その行使が実行されるようなことがあっても、甲の責任に於いて、乙の代表者にその弁済の責務がかからないように配慮することを本契約により保証するものとす

る。

カ Q ホテルの売却取引に関する本監査法人との協議

本監査法人は、当該取引が実質的な第三者との取引かどうか、セール・アンド・リースバック取引に該当するかどうかについて疑念を持ち、AFS 社関係者の出資や保証の有無、賃料や敷金の合理性について AFS 社に質問をしたところ、田村氏より出資や保証については該当がない旨と、賃料や敷金については適正に算定している旨の説明があった。

本監査法人は取引検証のため、「不動産売買契約書」、「建物賃貸契約書」及び「事業譲渡契約書」を入手したが、上述した田村氏の連帯保証が記載された R 社と P 信用組合との金銭消費貸借契約証書や株主間契約、覚書は提示されていない。

キ R 社の社名変更と代表者の変更

2023 年に入り電気代の高騰等から Q ホテルの運営が厳しくなり、R1 氏が経営関与に後ろ向きになったことから、株主及び代表者が R1 氏から田村氏の知人である R2 氏に変更することとなった。これにより同社は、2023 年 8 月 31 日に同年 7 月 7 日付で R 社から株式会社 Q ホテルに商号変更（注 4）をすること及び代表者を R2 氏とすることに関する変更登記を行っている（以下、かかる商号変更後の R 社を「Q ホテル社」という。）。同時に、R1 氏に代わって R2 氏が 51% を所有する株主となることを企図した。

この時、田村氏は R1 氏から株式を買い取り、R2 氏に譲渡するとともに R2 氏からは 510 千円の金銭を現金で受け取ったと記憶している。しかしながら、R1 氏から田村氏への貸付金の返済や田村氏から R1 氏への株式買取代金の支払い、田村氏から R2 氏への株式の譲渡に関し、資金の異動を示す書面は確認できなかった。また、当事者間の株式譲渡契約及び R 社の株式の譲渡承認に関する決議の存在は確認できていないため、この点についても、株式の譲渡は存在しなかった可能性が高いと思料する。

当委員会の R2 氏へのヒアリングによれば、R2 氏は月に一度 Q ホテル社を訪問するのみで、主体的に経営に関与している姿勢は確認できていない。

なお、当委員会が入手した Q ホテル社の 2023 年 10 月期末の法人税の申告書においては、税理士署名欄に「税理士法人 O 栃木伸二郎」と記載されており、AFS 社の取締役監査等委員である同氏（以下「栃木氏」という。）が Q ホテル社に深く関与していた事実も確認されている。

（注 4）R 社は既に商標登記がされていたため、社名も変更した模様である。

(3) AFS 社が実施した会計処理の妥当性及び会計上の影響の有無・金額

ア AFS 社と R 社との関係と連結財務諸表作成の要否

前述のように R 社は、田村氏が実質的に 100% 出資した会社である。このため、当委員会は、2023 年 9 月期の第 1 四半期決算において、AFS 社が Q ホテル社（旧 R 社）を連結子会社として連結財務諸表を作成すべきであったかを検討した。

「連結財務諸表に関する会計基準（企業会計基準第 22 号）」の第 6 項は、親会社にとって連結子会社となるのは、他の企業の意思決定機関を支配している企業をいうとしており、同第 7 項は他の企業の意思決定機関を支配している企業とは次の企業であるとしている。

(2) （途中省略）

④ 他の企業の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているもの）の総

額の過半について融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。）を行っていること（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）

（途中省略）

(3) 自己の計算において所有している議決権（当該議決権を所有していない場合を含む。）と、自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の企業の議決権の過半数を占めている企業であって、かつ、上記(2)の②から⑤までのいずれかの要件に該当する企業

Q ホテル社（旧 R 社）は田村氏が実質的に 100%株式を所有していることに加えて、AFS 社の緊密者（注 5）に当たる田村氏が、R 社の資金調達額に該当する借入金 191,089 千円のうち、191,088 千円について債務保証をしていることから、同第 7 項の(3)及び(2)④の要件を満たし、Q ホテル社は AFS 社にとって連結子会社に該当する要件を満たしていると考えられる。また、本調査の過程で、AFS 社の田村氏は自身が Q ホテル社の経営を現在の代表者である R2 氏に引き継いでおらず、調査日現在でも AFS 社が所有していた時と変わらずに実質的な経営を継続していることを認めている。

このことから、当委員会は会社の設立があった 2022 年 10 月以降、Q ホテル社（旧 R 社）は AFS 社の連結子会社に該当し、2023 年 9 月期の第 1 四半期決算から R 社を連結子会社として、内部取引を相殺消去した連結財務諸表の作成をする必要があったものとする。

（注 5）連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針（企業会計基準適用指針第 22 号）において、自己の役員は緊密者に該当するとされている。

イ 固定資産の売却と事業譲渡との関係

田村氏は当初、R 社との間で事業譲渡契約を締結して固定資産たる Q ホテルの所有権とホテル運営事業を譲渡することを考えたものの、再構築補助金の獲得を優先するため、固定資産の売却と事業譲渡の契約を分離し、事業譲渡の実施時期を相当期間遅らせることにした。このような説明を 2022 年 11 月 29 日開催の取締役会において行い、同日に 2023 年 7 月 31 日を実行日とする事業譲渡契約の承認を得ている。この AFS 社及び R 社との間の事業譲渡契約書には、2022 年 11 月 30 日付不動産売買契約書が有効に成立しかつ存続していることを条件とする契約に基づいて実行されている。これらの事情を鑑みると、事業譲渡と固定資産の売却取引は実質的には一体として行われた取引と認められる。

当委員会は、固定資産の譲渡とホテルの運営事業取引は、複数の取引が 1 つの事業分離を構成している場合に該当し、これらを一体として取り扱うことが妥当だと判断した。本件における事業分離日は譲渡期日であり、事業譲渡契約書に記載された 2023 年 7 月 31 日が事業分離日に該当することとなる。当委員会は、個別財務諸表においても 2022 年 11 月 30 日の固定資産売却時には売却益を計上せず、2023 年 7 月 31 日の事業分離日に移転損益を計上することが会計基準に従った合理的な処理であったと考えられる。

(4) 会計処理に対する AFS 社の認識

ア 田村氏の認識

田村氏は、Q ホテルの売却構想の当初より一貫してQ ホテルに関する取引に主体的に関与している。その際、固定資産の売却がセール・アンド・リースバック取引に該当し、売却益の実現が認められない可能性について本監査法人と協議した旨の田村氏の発言が2022年11月29日開催の取締役会でなされていることが取締役会の議事を録音した音声ファイルによって確認できる。したがって、当該取引が純然たる第三者との固定資産の売却取引ではなく、固定資産の売却後もホテル事業に継続関与することで、会計上固定資産の売却益計上が認められない可能性があるという点は認識していた。

田村氏は、Q ホテルの売却先選定について、AFS 社がホテルを継続的に利用できる関係を重視し、価格条件よりも AFS 社が売却後も容易に利用できる条件を重視したことや、田村氏が R 社の全株式に係る資金を拠出したこと、株主間契約を締結したことを考慮すれば、田村氏が AFS 社のために R 社を支配する意思があったことは客観的に明確である。加えて、当委員会の田村氏への質問に際し、R 社の持株比率を 49%未満にしたことは連結範囲に含まれない目的をもってした旨の回答内容を踏まえると、田村氏が連結範囲から意図的に外そうと考えていた意思も自明である。

さらに、田村氏及び藤井氏が本監査法人から、R 社に対する AFS 社関係者による出資や債務保証の提供の有無について質問された際に、該当なしと回答した点を考慮すると、これらの情報開示によって固定資産の売却益が認められなくなるのではないかという認識は有しており、意図的に情報を隠していたと判断せざるを得ない。

イ 取締役会の認識

上述した田村氏の R1 氏への貸付の事実、また保証債務、株主間契約及び覚書の存在は、取締役会には上程されていない。取締役会において売却先の R 社が連結の範囲に含まれる可能性を認識していたかどうかは、当委員会において、客観的に確認することはできなかった。

しかしながら、ホテル売却を検討し始めた経緯についての取締役会での報告や木下氏の紹介による金融機関との接触背景、佐藤氏による株主間契約の締結助言、栃木氏の Q ホテル社の申告書の代理作成の状況を鑑みれば、全ての取締役に於いて当該取引が純然たる第三者との取引であると誤認されるような状況があったと判断はできない。取締役として不適切な会計処理が行われる可能性がある場合には、当該取引の合理性、会計処理の合理性について監督する立場であり、注意深くその取引背景や相手先の適切性を確認し、会計処理の適切性も含めて監督することが求められるが、かかる事案においては、そのようなアクションが執られたことは窺われなかった。

第4 不適切な会計処理が生じた原因の分析

本対象案件における不適切な会計処理が発生した要因は、案件ごとに、直接的なもの、間接的なものを含め、複数の要因が寄与しており、それらをすべて記載することは現実的ではないため、以下では、2020 年調査においても指摘されていた原因であるが本対象案件においても適切に取り除かれていなかったもの、その他重要性の高い要因を記載している。

1 コンプライアンス意識の欠如

本対象案件が発生した 2023 年 9 月期及び 2024 年 9 月期に AFS 社の業務執行取締役を務めていた、田村氏、藤井氏及び出島氏において、会計基準を始めとするルールの遵守に対する意識、上場企業の経営幹部として有すべき倫理観の欠如が、本対象案件の直接的な原因になったと考えられる。

田村氏については、上記「第3 8 R 社に対する固定資産売却益の計上」に記載の案件に関し、Q ホテル社（旧 R 社）が AFS 社の連結に範囲に含まれる可能性があるという指摘を受けないように、本監査法人から Q ホテル社（旧 R 社）に対する AFS 社関係者による出資又は債務保証の提供の有無を問われた際に、実際は存在するにもかかわらず、存在しないと虚偽の回答を行い、本監査法人が連結の範囲に含めるべきか否かを検討する契機を奪っている。

藤井氏は、少なくとも、上記「第3 2 Y 社に対する売上計上」に記載の案件については、返品に関する合意がある場合には売上計上が認められないことを認識した上で、資金繰りを優先するために、本監査法人に対して、返品に係る合意が定められた覚書の存在を意図的に秘匿したことが認められる。また、上記「第3 3 Z 社に対するロボット販売の売上計上」に記載の案件についても、AFS 社の取締役会場で、配膳ロボット 60 台が実際には納品されていないにもかかわらず、納品された旨の発言を行い、当該発言どおりに、売上計上がなされてしまった。

これらの案件については、両氏に明確に不適切な会計処理を行う意図、又は、少なくとも不適切な会計処理になる可能性があるが、そうなったとしても構わないという未必の認識があったと言わざるを得ない。

その他の案件については、本調査の中で、田村氏、藤井氏及び出島氏に上記のような意図又は認識があったことを証明のレベルで認定することは困難であるものの、2020 年調査において、本対象案件の一部と同様の不適切な売上の早期計上を指摘され、再発防止策を講じたと謳っているにもかかわらず、5 年も経たないうちに同種の事案が多数発生していることに鑑みれば、そもそも適切な売上計上を確保しようとする姿勢、そのために必要な対策を講じる意識が極めて希薄だったと判断せざるを得ない。

2 代表取締役に対して異を唱えることが難しい社内風土

実質的な創業者であり、現在の AFS 社の筆頭株主である田村氏が長年代表取締役を務めているが、田村氏及びその配偶者である藤井氏（代表取締役）に対しては、異を唱えることが難しい雰囲気は社内には広がっており、適切にガバナンスを利かせる土壌が欠けているとも言える。したがって、仮に代表取締役の業務執行に不正がある可能性を役職員が認識したとしても、それが監査等委員会や内部監査にエスカレートされること、又は、内部通報制度に基づく通報がなされることを期待することが難しい状況であった。また、代表取締役が 2 名存在する場合には、適切な業務執行を確保するために相互に牽制機能を発揮することが期待されるが、上記のとおり AFS 社の 2 名の代表取締役は夫婦の関係にあり、そのような関係がない場合と比べて、相対的に相互監督を見込める状況にはないと言える。

3 情報共有の不足

上記「第3 8 R 社に対する固定資産売却益の計上」に記載の案件に関しては、

Q ホテルに係る不動産及び事業の譲渡が行われること自体は、AFS 社の取締役会で共有されていたものの、同項目に記載されている R1 氏、R2 氏、P 信用組合を始めとする関係者とのやりとり、各種契約書の存在及び内容については、十分な共有がなされぬまま、物事が進んだことが認められる。他の業務執行取締役、監査等委員、内部監査部門の担当者としては、取引の適切性に係る検証を行う機会を必ずしも十分に与えられなかった状況であり、これらの者に期待される代表取締役に対する十分な監督が一切機能しなかったと言える。

なお、この点については、2020 年調査の後に AFS 社により株式会社東京証券取引所に提出された 2020 年 6 月 26 日付改善報告書には、情報共有関連の再発防止策として以下の記載がある。

「再発防止策として、社長単独で取引先と交渉等は行わず、必ず担当者も同席し、担当者から適切な会計系処理を行うための情報が適時に経理部に提供される体制の確立及び上記 d.に記載の規程等（注：売上、売上原価、棚卸資産、ソフトウェア仮勘定等の無形固定資産、固定資産の減損損失及び貸倒引当金等の会計上の見積り項目の認識・測定・計上時期・期末評価等に関する業務プロセスの規程化又はマニュアル化）の再整備での対応に加え、担当者交代時に業務に関連する規程、マニュアルについて確実な引き継ぎが行われる体制の確立をします。具体的には、社長には必ず担当者が同行すること及び経理部に対する情報提供や業務引継ぎに関する規程・マニュアルを改訂し、取締役会での承認のもと実施します。」

しかしながら、上記の時点から 2 年強足らずで発生した Q ホテルの事案では、かかる再発防止策が一切機能していなかったことになる。

4 売上計上に係る適切な業務フローの不存在

2020 年調査においては、特定の取引先に対して履行義務が完了していなかったにもかかわらず売上を計上した売上の早期計上が問題視されている。それを受けて、AFS 社は、株式会社東京証券取引所に提出された 2020 年 6 月 26 日付改善報告書において、再発防止策として以下を講じることを決定している。

「属人的・恣意的な事務処理を防止し、適切な処理が実施される風土を醸成することを目的として、売上、売上原価、棚卸資産、ソフトウェア仮勘定等の無形固定資産、固定資産の減損損失及び貸倒引当金等の会計上の見積り項目の認識・測定・計上時期・期末評価等に関する業務プロセスの規程化又はマニュアル化を実施いたします。業務フローには、経理担当者は会計処理根拠となる証憑を確認するとともに、重要な取引に関しては役務提供の実態把握を確認する業務フローを構築する予定です。これらの業務プロセスについては 2020 年 7 月中に整備を完了する予定です。」

また、AFS 社は、再発防止策の進捗状況を株式会社東京証券取引所に報告するための 2021 年 1 月 18 日付改善状況報告書には、以下の記載がある。

「まず当社の課題の中で相対的に重要性の高い収益認識についてのフローの見直しについて着手し、従来整備がされていなかった売上計上に関するフローを規定した売上計上マニュアルを経営監視委員補助者である公認会計士の佐々木洋平氏による確認を実施した上で、2020 年 8 月に経理部が主体となって作成しました。」

しかしながら、上記「第 3 1 Z 社に対するソフトウェア、レジシステム一式の販売の売上及び売上原価の計上」、「第 3 3 Z 社に対するロボット販売の売上計上」、「第 3 4 V 社に対する売上計上」、「第 3 7 S 社に対する売上計上」に記載の案件は、いずれも履行義務が完了していない状況にもかかわらず売上計上を行ってしまったものであり、上記で謳われている再発防止策、すなわち、履行義務完了の実態把握を確認する業務フローが適切に運用されていなかったと言える。本調査を通じて、上記の案件における AFS 社側の取引担当者は、検収書又はこれに類する書面さえ入手すれば、たとえその後履行義務の履行が継続していたとしても売上計上する

ことに問題ないという認識を有していたこと、また、経理担当者においても履行義務の完了を確認するための検証が行われていないことが判明しており、2020 年調査からの教訓が生かされ、社内に適切に浸透しているとは到底言えない状況が確認された。

5 不十分な監督・監査

本対象案件が発生した 2023 年 9 月期及び 2024 年 9 月期に AFS 社の監査等委員である取締役を務めていた栃木氏、佐藤氏、高山行紀氏（以下「高山氏」という。）及び木下氏は、取締役会での議論を通じて、本対象案件の取引の全部又は一部が行われたこと自体は認識していたが、次段落に記載の事項を除き、不適切な会計処理が行われていることの認識はなかったとのことである。もっとも、2020 年調査が行われ、株主、取引先を始めとするすべてのステークホルダーから再発防止への強い期待がある中で、業務執行取締役に対して、取締役会における議決権を背景に、強いモニタリング機能を発揮することが求められる監査等委員としては、期末間際の立て続けの売上計上、通例ではないホテルの売買について、少なからず牽制機能を働かせることが期待されるが、本調査の過程においてそのような形跡は見つけられなかった。また、AFS 社が 2022 年 9 月期末に債務超過に陥り、株式会社東京証券取引所グロース市場の上場廃止基準に抵触し、2023 年 9 月期から 2 年間の改善期間に入っている状況において、2023 年 9 月期の期末の間際に債務超過の解消に繋がるような売上計上が連続して発生している状況からすれば、平常時より警戒心を持って監査を行うべきであったが、本対象案件に係る不適切な会計処理を一件も防ぐことはできなかった。かかる状況が発生した原因としては、法令上必須ではないものの多くの上場企業において設けられている常勤監査等委員が存在しないことも一因であると考えられる。

なお、上記「第3 2 Y 社に対する売上計上」に記載の案件に関しては、取引の相手方である Y 社を AFS 社に紹介したのは、Y 社の役員を兼任していた木下氏であり、同氏は、実際に行われた不適切な売上計上を否認する事由である返品に関する覚書の存在を認識していたとのことであり、当該売上計上を阻止することができる立場にあったにもかかわらず、それが行われなかった。

内部監査の担当部署は内部監査室であるが、2023 年 9 月期及び 2024 年 9 月期を対象として監査を行ったときに内部監査室に所属していた者は 1 名のみである。2020 年調査の後に AFS 社により策定された再発防止策においては、「内部監査室の人員の見直しを実施し、・・・内部監査業務の経験者や公認内部監査人の資格を有する者など」を複数名擁する体制とすることが謳われているが、実際にはそのような体制は構築されておらず、2020 年調査を受けて、他の上場企業より厳格かつ精緻な内部監査が要請される AFS 社の内部監査体制としては心許ない人員体制であったと言わざるを得ない。また、AFS 社が株式会社東京証券取引所に提出した 2021 年 1 月 18 日付改善状況報告書には、「内部監査室は、2020 年 9 月に当社の課題の中で相対的に重要性の高い適切な収益認識の実現に向けて経理部が主体となって作成した売上計上マニュアルの運用状況を確認するため業務監査を実施し」と記載されているが、本対象案件のうち売上の早期計上の案件は当該業務監査をすり抜けて行われてしまったことになる。

6 度重なる監査法人の交代

2020 年以降、現在に至るまで、一時会計監査人を含め、5 つの監査法人が AFS 社の会計監査人を務めている。当然のことながら、一つの監査法人が会計監査人を務める期間はかなり短いものとなるため、AFS 社との間での信頼関係の構築が十分になされないとともに、AFS 社の事業、財務への理解を深めるための時間が限定的となり、包括的かつ深度ある監査の遂行を困難にしている可能性が否定できない。実際に、2023 年 9 月期及び 2024 年 9 月期の会計監査人を務めた本監査法人も、本対象案件に関する重要な情報の提供を受けられなかった実態が確認された。

第5 再発防止策の提言

本章では、現在の役職員が今後もその地位にとどまることを前提として記述しているが、当委員会としてはそのことの是非について何ら見解を述べるものではない。なお、本章で記述した内容は、今後、新たに選任又は雇用される役職員についても妥当するものであることを認識されたい。

1 責任の明確化

再発防止策について、当委員会は提言するに過ぎず、策定・実施するのはあくまでも AFS 社であるが、策定するに当たり、まずは AFS 社の中で本対象案件に係る不適切な会計処理が発生した原因を徹底的に追求し、責任を明確化することが出発点であるように思われる。2020 年調査から 5 年程度の短い期間で再度当委員会による本調査が行われることになったが、それは 2020 年調査の後に上記のプロセスが十分に行われなかったことが寄与している可能性があると思料する。

本調査の過程においても、本対象案件の大部分に関し、当委員会によるヒアリングに対する役職員による供述は、自らの責任を認める内容はほぼ皆無であり、自らはやるべきことをやっていたため何故このような事態が生じたのか分からないといった、どこか他人事のような供述が多数を占めていた。故に、当委員会による本対象案件に係る事実認定も極めて難航したのであるが、今後、AFS 社において、実効的な再発防止策を策定するに当たっては、原因の追求、責任の明確化を行うための組織を設け、当該組織による徹底的な検証が行われることが望ましいと考える。2020 年調査の後に策定された再発防止策は結果として十分に機能せず、AFS 社として自浄作用を発揮することができなかったことになるが、それは自らの落ち度を十分に認めるプロセスが不十分であったと考える次第である。

2 役員の抜本的な意識改革・適正な権限分配

田村氏、藤井氏を始めとする業務執行取締役は、株主からの負託を受けて、会社を統括する立場を務めていることを再認識するとともに、取締役の義務として最も重要なものの一つである適正な計算書類の作成への意識を強化すべきである。そのための具体策として、法令、会計ルールに関する知見を再確認するための研修を受けることに加え、役員としての心得、上場企業における適正なガバナンスを構築することの重要性及びそのためのノウハウを再確認することを目的としたセミナーに参加することも一案であると思料する。

監査等委員においては、5 年強という短い期間の間に不適切な会計処理に関し二度の特別調査委員会による調査が行われるという前例に乏しい事態が発生したことを厳粛に受け止め、いつも以上に批判的精神を持って、業務執行取締役による業務執行の監督に当たるべきである。具体的な方策としては、まずは網羅的かつ深度ある監督を実施する前提として、常勤の監査等委員を設置すべきである。また、取締役会における事業、経営成績、財務状況の報告、議論が形骸化している状況が窺われたことから、取締役会の資料の充実、十分な検討期間を考慮した上での関連資料の配布など、取締役会における議論を活発化するための方策を積極的に提言すべきである。

上記に加え、業務執行取締役への監督を強化するための方策として、人事・報酬に関する権限を業務執行取締役から切り離すことを目的に、多くの上場企業において採用されている、取締役の任意の諮問機関としての指名・報酬委員会を設置することも考えられる。

3 適切な売上計上のための業務フローの構築・運用

本対象案件に係る不適切な会計処理は、個別案件に特有のものではなく、恒常的に発生し得る性質のものであることから、それを防ぐための業務フローを会計監査人や

外部の専門家と連携した上で構築する必要がある。その上で、当面の間は、個別の案件の全てについて、かかる業務フローに従った適切な処理が行われているかを、担当部署、経理部、経理担当役員が重ねてチェックするくらいの慎重な運用を行っていくべきである。

当調査委員会が本調査の結果を踏まえ整備した方が良いと考えるルールは以下のとおりである。

(1) 履行義務の明文化

本対象案件においては、全体の履行義務が完了していない段階で、それを構成する個別の役務を切り取って、当該部分に係る売上を計上する事案が複数確認された。かかる個別の役務が契約書、受発注書等の顧客との合意書面において、明確に独立した役務として記載されている場合には、上記の取扱いが不適切となる訳ではないものの、AFS 社においては、そのような記載がない状況で、AFS 社側の独断で部分的な売上計上をしており、計上する売上の対象となる履行義務が完了していない早期計上に繋がった。今後は、顧客との契約書、受発注などの合意書面において、売上が発生する履行義務を明示的に記載することをルール化するべきである。

(2) 実態に即した検収書の取得

これまで AFS 社においては、顧客が押印又はサインした検収書その他これに類する書面がありさえすれば、履行義務が完了しているか否かにかかわらず、売上を計上して良いという運用が事実上なされてきた。検収書の取得は、売上計上の基準である履行義務の完了の証跡として一般的に用いられるものであるが、AFS 社においては、顧客との関係性等に基づき、履行義務が完了していない時点で、顧客の担当者レベルの者がサインした検収書その他これに類する書面を取得し、それをもって売上計上の根拠とする実態があった。また、AFS 社の社員が検収書の顧客使用欄に自らサインを行っている事例すらあった。今後は、検収書を取得するに当たり、顧客の営業担当者以外の AFS 社の役職員が履行義務の完了を顧客との間で確認すること、検収書への顧客の意思表示は、署名は許容されず、会社印が用いられることを必須とすることなど、履行義務の完了後に検収書が発行されることを確保するための仕組みを構築するべきである。

(3) 顧客による支払方法の早期確定

本対象案件の中には、最初は通常の支払方法が選択されたものの、契約締結後に顧客の要望によりリースによる支払いに切り替えられ、それによって事後的に売上に係る処理を変更しなければならない事案が発生している。契約締結後に支払方法の変更を許容することは通常の商慣行から逸脱するものであり、AFS 社としては、当初の契約締結時に支払方法に係る選択肢を顧客に示した上で、確定的な意思表示を行ってもらうことを必須とするルールを明文化するべきである。

4 徹底的なコンプライアンス教育

AFS 社の役職員に対して、今般の不適切な会計処理の詳細を共有し、二度と同じ過ちを繰り返さないようにするために、経営陣を含めた役職員一人一人が高いコンプライアンス意識、倫理観を持つことが必要不可欠であることを経営陣から伝達するべきである。具体的には、短期的な業績のためにルールから逸脱した行為を行うことは、株主、取引先を始めとするステークホルダーからの信頼を失うことに繋がり、中長期的に見れば、会社にとって大きなマイナスとなることを念押しし、自らの行動を律するとともに、他の役職員に不正の疑義が生じた場合には、上長への報告、内部通報の活用を積極的に行うことを推奨するべきである。また、上記「3 適切な売上計上のための業務フローの構築・運用」に記載のルールについて、役職員に徹底的な普及を図り、その重要性を認識させるべきである。

5 内部監査部門の強化

今般の事態を受け、内部監査室の体制を強化すべきである。まずは、内部監査に関する知見を有する者複数名を社内外から登用し、実効的な内部監査を行える体制を早急に構築すべきである。また、現在は、内部監査室は代表取締役がレポーティングラインとなっているが、より独立性を高め、実効性の監査を実施するために、監査等委員会の下に配置することも検討すべきである。その上で、上記「3 適切な売上計上のための業務フローの構築・運用」に記載のルールが適切に運用されているかを四半期ごとに具体的な証憑に基づき検証し、疑義が生じた場合には、監査等委員、会計監査人と連携し、必要な対処を可及的速やかに行うことを内部監査項目の必須の項目とすることを検討されたい。

6 最高財務責任者の招聘

現状では AFS 社社内の役職員には上場会社として必要とされる会計リテラシーが不十分であり、今から教育等を行っても今後の決算業務、監査対応などに適切に対応していくことが困難と思われる。そこで、常勤の監査等委員とは別に、最高財務責任者を1名招聘し、監査等委員会と連携しながら、社内の役職員への会計指導・相談対応や、適切な経理処理の確立、監査対応の実施などを担える人物を招聘することが望ましいと思われる。

なお、AFS 社の本社所在地を考慮すると、上記に該当する人材を実際に確保することは非常な困難を伴うことが予想される（例えば、日本公認会計士協会山口県部会に所属する公認会計士は2025年5月31日時点で43人しかいない。）。また、5年ほどの期間に2回の不適切な会計処理に係る事案が生じている会社であり、上記の役職を受任することのリスクは高いと判断されることが予想される。そのため、上記の人材を確保するためには、契約内容や勤務形態等は柔軟に対応する必要があると思われる。

以上